

福岡県公民館大会



重要文化財「旧松本家住宅」

第30回

〈表紙〉 重要文化財 「旧松本家住宅」

この住宅は、明治専門学校（現九州工業大学）の創立者で、明治鋳業の社長でもあった松本健次郎氏が、住居を兼ねた迎賓館として、明治44年に建てたものである。現在、洋館・日本館・蔵等が残されている。洋館は、東京駅等の設計で有名な辰野金吾氏が主として設計した明治洋風建築で、20世紀の初め、ヨーロッパで新しくおこった美術の流れ「アールヌーボー」の意匠をとり入れ、曲線を駆使した格調の高い建物である。日常生活用の日本館も併設して残されてきたのは珍しく、明治期の上流階級の暮らしがよくわかる。現在は、西日本工業倶楽部として、財界の人達为中心になって運営しており、昭和55年からの大修理で往時の面影を美しく甦えらせている。

第30回

福岡県公民館大会

主 催 福岡県公民館連合会
福岡県教育委員会
北九州市教育委員会



目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第30回福岡県公民館大会に寄せて | 1 |
| 第30回福岡県公民館大会開催要項 | 2 |
| 昭和57年度公民館優良役職員表彰一覧 | 6 |
| 昭和57年度優良公民館表彰一覧 | 16 |
| 分科会事例発表要旨 | 25 |
| 参 考 資 料 | 79 |
| (1) 地域改善対策特別措置法 | |
| (2) 地域改善対策特別措置法の施行について | |
| (3) 目でみる公民館の実態 | |



第30回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会長 鏑 水 速 太

昭和28年に始めて開催された福岡県公民館大会も、本年度で30回目を迎えることになりました。

本日、ここに県内各地から関係者多数の参加を得て、意義深い30周年記念大会を開催いたしますことは、誠に喜ばしい限りであります。

ところで、ひと口に30年と申しますが、その間社会的諸条件の変化に対応しながら、県下の公民館は質・量ともに飛躍的な発展を遂げて今日に至りました。これはひとえに、先輩各位や関係者の方がたの並々ならぬ御尽力のたまものと深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、そうした努力にもかかわらず、日毎に高まる住民の学習要求や地域活動への要求を満たすには、必らずしも現下の公民館の状況は十分であるとは申せません。時あたかも行政改革の気運が本格化し、公民館をとりまく諸情勢はまた一段と困難の度合を加えてまいりましたが、当面する課題を解決すると同時に、地域における生涯教育の中核的施設である公民館の望ましい在り方を求めて、今後更に研さんを重ねて行くことは、やはり関係者にとって不可欠の要件であろうと存じます。

本大会では、「住民が主体となる公民館の在り方を考える」をテーマに、真に住民のための公民館像をさぐり、併せて公民館本来の目的と機能を原点に立ち返って見極めようとするのが開催の趣旨であり、また、ねらいとするところでもあります。どうか、皆さん方の積極的な研究参加を切に期待いたしてやみません。

最後に、本大会の開催を快よくお引き受けいただいたばかりでなく、終始熱心に御協力をたまわりました北九州市並びに教育委員会・公民館関係者の方がたに衷心より感謝を申しあげまして巻頭のごあいさつといたします。

第30回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

最近の公民館をとりまく諸情勢は公民館にとって必ずしも好ましい状況とはいえない。

このような中であって、現在公民館がかかえる問題点や課題を明らかにし、地域住民の實際生活に即した公民館の役割や意義をあらためて見直していくことは、公民館関係者にとって急務であると思われる。

本大会では、公民館の原点ともいえる「住民が主体となる公民館の在り方」について、討議を深め、今後の公民館の充実・発展を図る。

2. 大会テーマ

「住民が主体となる公民館の在り方を考える」

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、北九州市教育委員会

4. 後 援

福岡県、北九州市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県父母教師会連絡協議会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県貯蓄推進委員会、福岡県明るい選挙推進委員会、北九州市PTA協議会、北九州市婦人団体協議会

5. 期 日

昭和57年6月9日（水）

6. 会 場

北九州市立小倉市民会館 ほか

7. 参 加 者 約 1,000 名

公民館利用者、自治（町内）公民館等関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、地方行政関係者、公民館職員

8. 日 程

| | |
|---------------|---------------------------|
| 9:30 ~ 10:30 | 受 付 |
| 10:30 ~ 11:10 | 大会 式 典 |
| | 開会のことば |
| | 福岡県公民館連合会副会長 原 田 昇 |
| | 主催者あいさつ |
| | 福岡県公民館連合会長 鍵 水 速 太 |
| | 福岡県教育委員会教育長 友 野 隆 |
| | 北九州市教育委員会教育長 野 崎 弘 |
| | 来賓祝辞 |
| | 福岡県知事 亀 井 光 |
| | 北九州市長 谷 伍 平 |
| | 表彰式 |
| | 日程説明 |
| 11:10 ~ 12:30 | 記念講演 |
| | 講 師 前国立社会教育研修所長 湯 上 二 郎 氏 |
| | テーマ 「住民が主体となる公民館の在り方を考える」 |
| 12:30 ~ 12:35 | 次期開催地(福岡地区)代表あいさつ |
| 12:35 ~ 13:20 | 昼 食 |
| 13:20 ~ 16:00 | 分 科 会 |
| 16:00 | 閉 会 |

9. 分科会の構成

| 司 会 者 | 記 録 者 | 会 場 責 任 者 |
|-----------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 中間市中央公民館長 岩 崎 曠 喜 | 北九州市門司中央公民館 後 藤 治 | 北九州市門司中央公民館係長 高 橋 春 男 |
| 県教育庁田川出張所社会教育係長 徳 久 公 博 | 北九州市白銀公民館 中 島 正 信 | 北九州市小倉北中央公民館係長 村 上 万 治 |
| 大牟田市中央公民館主査 久保田 金 吾 | 北九州市北方公民館 中 島 菊 一 | 北九州市小倉南中央公民館係長 松 原 二 良 |
| 県教育庁築上出張所社会教育係長 奥 畑 征 治 | 北九州市若松中央公民館 三 沢 信 夫 | 北九州市若松中央公民館係長 松 本 清 |
| 甘木市教育委員会社会教育課社会 同和教育係長 倉 掛 正 則 | 北九州市前田公民館 山 本 悌 二 | 北九州市高見公民館長 森 繁 夫 |
| 八女市教育委員会社会教育課長 松 延 繁 太 | 北九州市木屋瀬公民館 小 島 与 壮 | 北九州市八幡西中央公民館係長 中 村 靖 直 |
| 県教育庁嘉穂出張所社会教育係長 鎌 田 俊 治 | 北九州市戸畑中央公民館 松 田 義 男 | 北九州市戸畑中央公民館係長 野 口 道 弘 |
| 県教育庁鞍手出張所社会教育係長 重 富 大 | 北九州市教育委員会社会教育課 岡 崎 隆 子 | 北九州市教育委員会社会教育主事 延 吉 照 安 |

| 司 会 者 | 記 録 者 | 会 場 責 任 者 |
|-----------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 中間市中央公民館長 岩 崎 曠 喜 | 北九州市門司中央公民館 後 藤 治 | 北九州市門司中央公民館係長 高 橋 春 男 |
| 県教育庁田川出張所社会教育係長 徳 久 公 博 | 北九州市白銀公民館 中 島 正 信 | 北九州市小倉北中央公民館係長 村 上 万 治 |
| 大牟田市中央公民館主査 久保田 金 吾 | 北九州市北方公民館 中 島 菊 一 | 北九州市小倉南中央公民館係長 松 原 二 良 |
| 県教育庁築上出張所社会教育係長 奥 畑 征 治 | 北九州市若松中央公民館 三 沢 信 夫 | 北九州市若松中央公民館係長 松 本 清 |
| 甘木市教育委員会社会教育課社会 同和教育係長 倉 掛 正 則 | 北九州市前田公民館 山 本 悌 二 | 北九州市高見公民館長 森 繁 夫 |
| 八女市教育委員会社会教育課長 松 延 繁 太 | 北九州市木屋瀬公民館 小 島 与 壮 | 北九州市八幡西中央公民館係長 中 村 靖 直 |
| 県教育庁嘉穂出張所社会教育係長 鎌 田 俊 治 | 北九州市戸畑中央公民館 松 田 義 男 | 北九州市戸畑中央公民館係長 野 口 道 弘 |
| 県教育庁鞍手出張所社会教育係長 重 富 大 | 北九州市教育委員会社会教育課 岡 崎 隆 子 | 北九州市教育委員会社会教育主事 延 吉 照 安 |

昭和 5 7 年 度 公 民 館

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 氏名 (生年月日) | 所 属 | 役職名 | 在 職 期 間 | |
|-----------------------|----|------|--|-----------------------|------|--|-----------------------------|
| 公 立 公 民 館 | 1 | 北九州市 | やま さき これ と 山 崎 是 人 (S.10. 3. 1) | 北九州市小倉北区 篠崎公民館 | 事務吏員 | 自 44. 4)足立公民館 至 47. 3 自 47. 4)小倉北中央 至 55. 3 公民館 自 55. 4 至 現 在 (13年) | |
| | 2 | | つばね ね かず じ 坪 根 一 二 (M.40. 6. 10) | 北九州市 教育委員会 | | 運営審議会 委 員 | 自 49. 8. 1 至 現 在 (7年) |
| | 3 | | かわ むら あきら 河 村 明 (M.44. 7. 12) | " | | " | 自 49. 8. 1 至 現 在 (7年) |
| | 4 | 福岡市 | かしわ き せいのおすけ 柏 木 誠之助 (T. 6. 8. 25) | 福岡市博多区 板付公民館 | 館 長 | 自 47. 1. 21 至 現 在 (10年) | |
| | 5 | | いわ さき みつ お 岩 崎 三 男 (T. 1. 10. 27) | 福岡市東区 和白公民館 | 館 長 | 自 47. 3. 23 至 現 在 (10年) | |
| | 6 | 大牟田市 | すぎ もと さだ やす 杉 本 奠 保 (S. 6. 7. 13) | 大牟田市 中央公民館 | 主 事 | 自 46. 8. 12 至 現 在 (10年) | |

優良役職員表彰一覧

| 表 彰 の 内 容 | |
|--|--|
| 業 績 | 理 由 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館事業の企画・運営及び先駆的事業の推進に貢献 2. 社会同和教育の推進に努力 3. 各種団体の連携に努力 | <p>13年間の長きにわたり、常に市民とのふれあいを大切にして事業を進め、公民館活動の普及と振興に尽力した功績は高く評価される。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館活動の積極的展開 公民館運営審議会委員として、市立公民館の指導育成に尽力 | <p>公民館運営審議会々長として本市の公民館活動の振興に尽力した功績は多大である。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 体育スポーツの普及振興並びに体協組織の強化育成に貢献 2. 公民館事業の企画・運営に貢献 | <p>7年間にわたり公民館運営審議会委員を勤め、公民間の充実に尽力するとともに、全市的な社会教育の振興に大きな役割を果たした。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 学級講座の開設とその充実発展に努力 2. 地区公民館の運営指導に努力 3. 後輩の指導、チームワークによる事業推進に寄与 | <p>館長に就任以来、地域住民の生活課題や地域課題を解決すべく公民館活動を展開し、地域住民の連帯意識の高揚と明るい町づくりに尽力した功績は大である。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 学級講座の充実に尽力 2. 青少年健全育成の推進 3. 広報活動を通じ公民館活動の啓発に努力 | <p>地域住民の学習要求を的確に把握し、地域の実情に即した公民館活動をおし進めるとともに、地域住民の連帯感の高揚を図るなど、公民館活動の推進に寄与した功績は大きい。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 学級・講座の開設とその充実発展に努力 2. 地区公民館の運営指導に努力 3. 後輩の指導、チームワークによる事業推進に寄与 | <p>第一線の主事として公民館の事業推進に努力した功績は大きく、また地域住民の信望も厚い。その他、社会教育事業に発揮した優れた業績は高く評価される。</p> |

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 氏名 (生年月日) | 所属 | 役職名 | 在籍期間 |
|---------------|----|-----|--|----------|--------------|-------------------------------------|
| 公立 公民 館 | 7 | 飯塚市 | くぼ やま くに ひこ 窪 山 邦 彦 (S.18. 4. 1) | 飯塚市中央公民館 | 主 事 | 自 47. 4. 1 至 現 在 (10 年) |
| | 8 | 柳川市 | いの うえ てる こ 井 上 昭 子 (S. 7. 5. 25) | 柳川市城内公民館 | 主 事 補 | 自 44. 4. 1 至 現 在 (13 年) |
| | 9 | 行橋市 | さだ むら せき じ 定 村 責 二 (M.44. 3. 28) | 行橋市中央公民館 | 館 長 | 自 45. 4. 1 至 57. 3. 31 (12 年) |
| | 10 | 豊前市 | きし もと たかし 岸 本 高 (M.43. 6. 11) | 豊前市横武公民館 | 館 長 | 自 46. 8. 1 至 57. 3. 31 (11 年) |
| | 11 | 芦屋町 | はた の まつ え 波多野 松 枝 (T. 5. 3. 22) | 芦屋町教育委員会 | 運営審議会 委 員 | 自 39. 4. 1 至 現 在 (18 年) |
| | 12 | 方城町 | やま さき みつ お 山 崎 光 雄 (T. 5. 3. 20) | 方城町中央公民館 | 館 長 | 自 47. 2. 1 至 57. 3. 31 (10 年) |

| 表 彰 の 内 容 | |
|--|---|
| 業 績 | 理 由 |
| 1. 青年団の指導育成 2. 各種公民館事業の推進 | 公民館主事として青少年の団体活動に関する指導・助言を行い、その推進に寄与するところは大である。また、地区公民館に対する指導助言や連絡調整に優れた手腕を発揮し、有機的な公民館活動の推進に尽力した。 |
| 1. 各学級の企画・運営に積極的に努力 2. 婦人学級の学習内容及び指導に尽力 | 13年間の長きにわたり、主事補として勤務、特に公民館活動の中でも婦人教育の振興・発展に積極的に取り組み、今日まで他の公民館活動の模範となるような成果をあげている。 |
| 1. 各種公民館事業の推進 2. 地域ぐるみの青少年健全育成に尽力 3. 文化財等の保存・調査の指導 | 長年にわたり、公民館の管理運営に尽力した功績は顕著である。また青少年の健全育成や文化財の保存・調査に貢献した功績は大である。 |
| 1. 社会同和教育の推進 2. 婦人会組織の指導育成 3. 各種団体の連携育成に努力 | 永年にわたり、公民館長として、公民館活動の充実に尽力した功績は大きい。また市民の信望も誠に厚い。 |
| 1. 婦人団体の組織化と育成に尽力 2. 住民福祉の向上に努力 | 積極的に公民館事業に取り組み、また、社会教育、公民館事業に深い認識と理解を持ち、18年間にわたる審議会委員として活動は高く評価される。 |
| 1. 地区公民館連絡協議会の設立 2. 高齢者学級の推進 3. 社会同和教育の推進 4. 教育集会所建設に尽力 | 公民館長として、公民館活動の確立に尽力した功績は顕著である。また同和教育の推進に努力した功績は特筆に価する。 |

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 氏名 (生年月日) | 所属 | 役職名 | 在籍期間 |
|---------------------------------|---|------|--|-----------------------|------------------------------|------------------------------|
| 公立 公民館 | 13 | 苅田町 | かん ばる くに お 上 原 国 雄 (M.42. 8. 4) | 苅 田 町 小波瀬公民館 | 館 長 | 自 46. 4. 1 至 現 在 (11年) |
| | 14 | 北九州市 | みち はら かつ と 道 原 勝 人 (T. 3. 3. 25) | 北 九 州 市 大里東公民館 | 館 長 | 自 47. 4 至 現 在 (10年) |
| 15 | もり うち まさ お 森 内 正 雄 (M. 39. 8. 25) | | 北 九 州 市 鳥野公民館 | 館 長 | 自 39. 4. 1 至 現 在 (18年) | |
| 16 | なか がわ よし つぐ 中 川 義 次 (S. 8. 1. 26) | | 北 九 州 市 香月西区公民館 | 館 長 | 自 48. 4. 1 至 現 在 (9年) | |
| 自 治 町 内 公 民 館 | 17 | 久留米市 | ながといし よし やす 長門石 芳 康 (T. 6. 4. 1) | 久 留 米 市 御井公民館 | 館 長 | 自 31. 8. 1 至 現 在 (25年) |
| | 18 | 直方市 | よし なが つとむ 吉 永 勉 (S. 11. 2. 5) | 直 方 市 東校区公民館 | 館 長 | 自 29. 1 至 現 在 (28年) |

| 表彰の内容 | |
|---|--|
| 業績 | 理由 |
| 1. 高齢者教育・婦人教育の振興に尽力 2. 地域内各種団体の育成指導 3. 住民の学習機会の拡充に努力 | 長年にわたり、公民館長として、地域課題に即した事業を展開し、特に婦人教育・高齢者教育での功績は高く評価される。 |
| 1. 青少年の健全育成に尽力 2. 地区公民館における社会教育関係団体の連携育成に尽力 | 公民館活動を通して、地域住民の市民意識（連帯意識）を醸成し、明るい住みよい町づくりに貢献するとともに、各種団体の指導育成を推進し、社会教育の発展に多大の貢献があった。 |
| 1. 小地区公民館の特色を生かした地域づくりに貢献 2. 青少年健全育成と非行防止に尽力 | 18年間にわたり、館長として地域の社会教育振興に積極的にとりくみ、地域住民と密着した公民館活動を展開して、地域のコミュニティづくりに貢献した。 |
| 1. 青少年の健全育成に尽力 2. 地域住民の親睦・健康向上、地域の美化活動に尽力 3. 社会同和教育の推進に貢献 | 公民館活動を通して、明るい町づくり、青少年不良化防止、地域文化の向上に寄与した功績は大である。 |
| 1. 地域コミュニティづくりに尽力 2. 久留米市公連の役職員として、指導的な役割を発揮 | 活気ある公民館諸活動の推進並びに伝統芸能の普及に努めることにより、地域コミュニティづくりに多大の貢献をしている。 |
| 1. 地区公民館における地域連帯の高揚と役職員の研修の推進 2. 自治会活動・青少年健全育成に貢献 | 公民館活動を通して、地域住民の自主性・協調性・連帯性を高め、社会教育の振興、住民福祉の増進に尽力した。また農村地区公民館と団地町内公民館との調整役を努め、校区自治公民館を結成した功績は大きい。 |

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 氏名 (生年月日) | 所属 | 役職名 | 在籍期間 |
|-----------------------------|----|------|--|----------------------|-------------|---|
| 自治 町 内 公 民 館 | 19 | 田川市 | はせがわ つとむ 長谷川 勉 (T.13. 8. 13) | 田川市 松原1区公民館 | 館長 | 自 40. 4. 1 至 現 在 (17年) |
| | 20 | 八女市 | たしろ ふさじ 田代房次 (T. 4. 1. 14) | 八女市 長野町内公民館 | 運営審議会 委員 | 自 42. 4. 1 至 現 在 (15年) |
| | 21 | 大川市 | なかむら うさぶろう 中村卯三郎 (T.15. 9. 29) | 大川市 荻島公民館 | 館長 | 自 40. 4. 1 至 現 在 (17年) |
| | 22 | 中間市 | ごとう たつごろう 後藤辰五郎 (S. 3. 1. 1) | 中間市 岩瀬西町一区公民館 | 館長 | 自 46. 4. 1 至 57. 3. 31 (11年) |
| | 23 | 筑紫野市 | ひらやま かつしげ 平山且茂 (M.43. 11. 30) | 筑紫野市 牛島公民館 | 館長 | 自 46. 4. 至 現 在 (11年) |
| | 24 | 星野村 | はらぐち まさかず 原口正一 (T. 1. 8. 2) | 星野村 第2区公民館 | 館長 | 自 24. 4. 1 至 26. 3. 31 自 48. 4. 1 至 現 在 (11年) |

| 表彰の内容 | |
|--|--|
| 業績 | 理由 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくり・体力づくりを推進 2. 青少年の非行化防止、健全育成に尽力 3. 各種の教養講座の開設に努力 | <p>地域住民に対して融和と協調を提唱し、住民相互の連帯意識を高めるなどして、公民館活動の実践により地域づくりに尽力した功績は大である。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種事業の推進に努力 2. 公民館運営委員会の設置、公民館事業の運営の円滑化に貢献 3. 新生活運動の推進 | <p>公民館事業に積極的に取り組むとともに、各種サークルの結成、文化活動に尽力した功績は多大である。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 町内公民館運営に貢献 2. 校区町内公民館の連携と協力体制の推進 3. 校区内子供会の連携と協力を推進 4. 子供会育成連絡協議会事業の指導 | <p>館長に就任以来、豊かな知識と経験を生かし、公民館活動・事業の推進に尽力するとともに、校区公民館長会々々長として校区内公民館活動の推進に多大の功績があった。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 町内公民館の建設に貢献 2. 子供会育成活動に尽力 3. 社会体育の振興に寄与 4. 各種公民館事業の推進に努力 | <p>町内公民館建設に尽力、子供会活動の育成・スポーツの振興等に積極的に取り組むと共に関係団体と連携の上、地区住民の融和と文化の向上に多大の貢献をした。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 小地区公民館連絡協議会結成に尽力 2. 公民館活動の推進に寄与 | <p>小地区公民館連絡協議会を結成して、自から副会長、会長を歴任し、その充実発展に努力するとともに、各種の効果的な公民館事業の推進に貢献した。</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館活動の基礎づくりに尽力 2. 社会教育関係団体の指導に努力 3. 青少年健全育成に尽力 4. 後継者の育成指導に尽力 | <p>地域社会づくりに積極的に取り組むと共に公民館分館長らのよき相談役、指導者として公民館活動の推進に寄与した功績は大である。</p> |

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 氏名 (生年月日) | 所 属 | 役職名 | 在籍期間 |
|-------------------|----|-----|-------------------------|----------------|------|---|
| 自治 (町内) 公民館 | 25 | 赤池町 | 大久保 琢 磨 (S. 9. 9. 1) | 赤池町 猿畑地区公民館 | 運営委員 | 自 50. 4. 1 猿畑地区公民館長 至 54. 3. 31 自 54. 4. 1 至 現 在 (7 年) |

| 表彰の内容 | |
|---|---|
| 業績 | 理由 |
| 1. 地区公民館活動の組織化に尽力 2. 地区公連活動の推進・地区公民館の指導に貢献 | 地区公民館連合会常務理事として組織の強化と連絡調整の緊密化に努力。また、地区公連の各種活動の推進にあたっては、常に先導的な役割を果たして、多くの成果をあげている。 |

昭和 57 年度 優良

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 公民館名 | 所在地 | 館長名 | 施設 | |
|-----------|----|------|---------------|------------------------|-------|-------------------------|-----------------------|
| | | | | | | 敷地面積 | 建物延面積 |
| 公立 公民館 | 1 | 北九州市 | いたびつ 板櫃公民館 | 北九州市小倉北区 井堀2丁目7-4 | 星出 麟 | m ² 1,147 | m ² 419 |
| | 2 | | きく 企教公民館 | 北九州市小倉南区 北方2丁目16-7 | 松尾 強 | 570 | 644 |
| | 3 | | あそ 浅生公民館 | 北九州市戸畑区 浅生2丁目13-7 | 神野 正 | 1,064 | 441 |
| | 4 | | つきだ 槻田公民館 | 北九州市八幡東区 宮の町2丁目2-10 | 松崎 道正 | 2,645 | 648 |
| | 5 | 福岡市 | もとおか 元岡公民館 | 福岡市西区 太郎丸1丁目4-15 | 上原 次男 | 997 | 270 |
| | 6 | | まいだし 馬出公民館 | 福岡市東区 馬出1丁目12-33 | 前野 利雄 | 534 | 280 |

公民館表彰一覧

| 状 況 | | 設備の状況 | 表 彰 の 理 由 |
|------------------------|------------------------------------|--|--|
| 構 造 | 建築年月日 | | |
| 鉄 筋 コンクリート 2 階 建 | S. 51. 9. 8 | 16mm映写機 OHP スクリーン | 学級講座など主催事業の実施に創意工夫がみられ、又、放送利用により事業効果をあげるなど、地域住民に親しみやすい活動が実施されている。 また、文庫ボランティアの活動など、ボランティアの活用がはかられている。 |
| 筋 2 階 建 | S. 43. 3. 31 | 8・16mm映写機 OHP・VTR・ ファックス、印刷機 カメラ、テレビ | 魅力ある公民館事業を推進するため、開設する諸講座に地域住民のニーズを十分にとり入れ、情報の蒐集に工夫をこらすなど、学習内容に創意工夫がみられる。 |
| 鉄 筋 2 階 建 | S. 49.11.11 改 築 | 講堂、学習室（大・小） 視聴覚室、調理室 和室（大・小） | 各種団体等の活動の場として地域住民の利用も活発であり利用者も多岐にわたる。また「誰れでも自由に気やすく出入できる開放された公民館」をモットーに、地域住民や子供達の生活に関連する各種相談に応じている。 |
| 鉄 筋 コンクリート 3 階 建 | S. 29. 8. 28 S. 49.11. 1 改 築 | 冷暖房器一式 放送設備一式 16mm映写機 ファックス、輪転機 複写機 | 小地区公民館と協力して効果的に事業を展開しており、また点訳講座、手話講座など国際障害者年にふさわしい事業を実施するなど、活動に創意工夫を重ね、コミュニティづくりの推進に役立っている。 |
| 木 造 平 屋 建 | S. 23.12.25 | 輪転機、複写機 ワイヤレスマイク、スク リーン、16mm映写機 卓球台、移動黒板 座机、机、椅子 | 公民館活動の中に、同和教育を位置づけて、人権尊重に関する啓発活動を積極的に推進している。公民館活動をとおして、地域住民の連帯感を高めるべく力を入れている。 |
| 鉄 筋 2 階 建 | S. 28. 4. 1 | 輪転機、複写機 ワイヤレスマイク、スク リーン、16mm映写機 卓球台、移動黒板 座机、机、椅子 | 同和問題に正しい認識を深めるための学習啓蒙活動を重ねることにより、社会同和教育の促進に意欲的な取り組みをみせている。 |

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 公民館名 | 所在地 | 館長名 | 施設 | |
|-----------|----|------|------------------|-------------------------|-------|-----------------------|-----------------------|
| | | | | | | 敷地面積 | 建物延面積 |
| 公立公民館 | 7 | 福岡市 | だいみょう 大名公民館 | 福岡市中央区 大名2丁目6-53 | 山崎健児 | m ² 381 | m ² 519 |
| | 8 | | ひろみ 室見公民館 | 福岡市早良区 室見5丁目9-23 | 飯地大蔵 | 1,322 | 300 |
| | 9 | | わかひさ 若久公民館 | 福岡市南区 若久1丁目21-24 | 落石卯七 | 558 | 322 |
| | 10 | 行橋市 | のぶなが 延永公民館 | 行橋市 大字上津熊76番地1 | 杉園信義 | 1,945 | 577 |
| | 11 | 広川町 | ひろかわ 広川町中央公民館 | 八女郡広川町 新代1804の1 | 中村寿太郎 | 2,884 | 671 |
| 自治(町内)公民館 | 12 | 北九州市 | しょうわ 昭和公民館 | 北九州市若松区 老松1丁目6-7 | 橋口秀寿 | 686 | 336 |

| 状 況 | | 設 備 の 状 況 | 表 彰 の 理 由 |
|-----------------------------|----------------|---|---|
| 構 造 | 建 築 年 月 日 | | |
| 鉄 筋 4 階 建 (3 ・ 4 階) | S . 29 . 4 . 1 | 輪転機、複写機 ワイヤレスマイク、スクリーン 16mm映写機、カメラ 移動黒板、座机、机 椅子 | 地域住民の学習要求を適確に把握し、地域性を十分 ふまえた、公民館活動を推進して顕著な実績をあげて いる。 |
| 鉄 骨 2 階 建 (1 階) | S . 38 . 5 . 1 | 輪転機、複写機 ワイヤレスマイク、スクリーン 16mm映写機、卓球台 移動黒板、座机、机 椅子 | 地域づくりや課題発見のための拠点としての公民館 活動を、事業をとおして創り出していくことにつとめ、 特に青少年健全育成については、関係団体との連携に より大きな成果をあげている。 |
| 木 造 平 屋 建 | S . 37 . 4 . 1 | 輪転機、複写機 ワイヤレスマイク、カメラ バレーボールネット 卓球台、移動黒板 座机、机、椅子 | 地域団体との連携のもとに青少年の健全育成や社会 体育の振興を図り、この地域ぐるみとりくみが住民 相互の連帯感の高揚に大きく役立っている。 |
| 鉄 筋 コンクリート 2 階 建 | S . 55 . 4 . 1 | 映写機、テレビ 調理器具一式 スポーツ用具一式 事務機器一式 | たくましい「行橋っ子」を育てようを合言葉に、青 少年を非行から守り社会環境浄化につとめ地域ぐるみ で健全育成活動を推進するとともに、スポーツ活動を通 じて住民の連帯意識の向上をはかり明るく住みよい 町づくり運動を展開している。 |
| 鉄 筋 コンクリート | S . 43 . 12 | 集会室(2) 和室、事務室 図書室 | 地域(区) の社会教育の推進拠点として、分館の育 成強化と自主的活動を助長するための適切な方策を実 施し、青少年の健全育成、成人の教育、新生活運動、 リーダーの養成、社会体育などの領域に見るべきもの がある。 |
| 木 造 一部2階建 | S . 33 . 6 . 1 | 事務機器備品一式 調理機器一式 冷暖房器具一式 消火設備その他 | 地域住民のニーズを的確にとらえ、率先して事業活 動を展開している。特に地域環境づくり、青少年の健 全育成には積極的な取り組みが行われている。 |

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 公民館名 | 所在地 | 館長名 | 施設 | |
|---------------------------------------|----|------|-----------------|-------------------------------|---------|-----------------------|-----------------------|
| | | | | | | 敷地面積 | 建物延面積 |
| 自治 （ 町 内 ） 公 民 館 | 13 | 北九州市 | なか はる 中の原公民館 | 北九州市八幡西区 大字下上津役2191-56 | 千 布 辰 次 | m ² 308 | m ² 173 |
| | 14 | 大牟田市 | くさぎかみ 草木上公民館 | 大牟田市 大字草木901 | 池 松 茂 | 330 | 200 |
| | 15 | 久留米市 | あらかき 荒木校区公民館 | 久留米市 荒木町荒木1312-1 | 福 沢 常 夫 | 629 | 210 |
| | 16 | 田川市 | さくらまち 桜町公民館 | 田川市 桜町9番48号 | 玉 江 芳 彦 | 1,322 | 337 |
| | 17 | 八女市 | みなみばば 南馬場公民館 | 八女市 大字馬場876-1 | 馬 場 齊 | 197 | 116 |
| | 18 | 大川市 | けばやし 下林町公民館 | 大川市 大字下林天満宮境内 | 後 藤 松 男 | 336 | 158 |

| 状 況 | | 設備の状況 | 表彰の理由 |
|--------------|----------------|---|---|
| 構 造 | 建築年月日 | | |
| 木 造 平 屋 | S. 5 1.1 0.3 1 | ホール、和室(2) 厨房、事務室 倉庫(2) | 地域住民の強い連帯感と自治意識に支えられ、文化・ 教養・レクリエーションセンターとして幅広い活動が 展開されている。 |
| 木 造 平 屋 | S. 3 9. 4. 1 | ホール(ステージ付) 会議室(小・中) 放送設備一式 調理台、卓球台 | 役員、運営委員さらに住民の有志が一体となって 「老若新旧の融和と協調」をモットーとして「住みよ い明るい豊かな」街づくり、コミュニティづくりの核 となる活動を積極的に行って、大きな成果をあげてい る。 |
| 鉄 筋 | S. 4 3. 7 | 和室、調理室 応接室、事務室 | コミュニティスポーツの振興を図るとともに、地域 住民が一体となって体育大会を行い、豊かな町づくりに 貢献している。また、住民の主体的な活動を推進す るために、部制の充実強化を図るなど当市にあって先 導的な公民館活動を実施している。 |
| 鉄 骨 | S. 5 6. 3.2 1 | 集会室(2)、会議室(2) 放送室、調理室 管理人室、倉庫 | 地域住民の生活課題・要求に応えるべく各種の講座 を開設し、公民館活動に積極的に取り組み田川市から モデル公民館に指定されている。また、毎月定期的に 公民館便りを発行している。 |
| 木 造 | S. 5 5.1 2.2 8 | 大広間、和室 調理室 | 「町民の融和」「青少年の健全育成」「地域環境改 善運動」を三つの柱として活動を展開している。施設・ 設備の整備充実にも見るべきものがあり、今後の発展 が望まれる。 |
| 木 造 平 屋 建 | S. 3 0. 1 | 放送設備一式 炊事施設一式 演台ほか | 生涯教育の観点に立った新しい活動の取組みが工夫 されており、町内の各社会教育関係団体との連携によ る地域ぐるみの青少年育成をはじめ、社会体育、高齢者教 育など、その多角的な活動は本市の中でもきわだって いる。 |

| 種別 | 番号 | 市郡名 | 公民館名 | 所在地 | 館長名 | 施設 | |
|-------------------|----|------|------------------|-------------------------|------|-----------------------|-----------------------|
| | | | | | | 敷地面積 | 建物延面積 |
| 自治 (町内) 公民館 | 19 | 中間市 | かみそこの 上底井野公民館 | 中間市 大字上底井野1624-4 | 横矢義道 | m ² 341 | m ² 170 |
| | 20 | 筑紫野市 | みや もり 宮の森公民館 | 筑紫野市 大字原714-19 | 原 大 | 670 | 179 |
| | 21 | 大野城市 | なか 中公民館 | 大野城市 大字中447番地 | 樋口哲夫 | 1,000 | 501 |

| 状 況 | | 設備の状況 | 表 彰 の 理 由 |
|------------------------|-----------------------|--|--|
| 構 造 | 建築年月日 | | |
| 木 造 平 屋 建 | S. 9 S. 53. 改 築 | 放送設備（2セット） 大ホール、会議室(3) ゲートボールコート ほか | 公民館の組織運営が民主的に行われ、青少年の健全育成に全住民が一体となって青年を推進力とする町づくりが活発であり、文化・体育等の諸行事及び広報活動を通じ新旧住民相互の融和と連帯感づくりに努めている。 |
| 軽量鉄骨 モルタル | S. 53. 4.30 | 和室、ホール 会議室、調理室 図書（1250冊） | 地域住民の声を十分に組み入れた活発な活動が展開され、本市におけるモデル的な公民館として、先導的な役割を果たしている。 |
| 鉄 筋 コンクリート 2 階 建 | S. 57. 3.20 改 築 | ホール、和室 事務室、調理実習室 図書（300冊） 暗幕設備、テント 複写機、テレビ | 純農村地域から住宅地域、準工業地域へと環境の変化が激しい地域にあつて、文化・体育活動の活発化による地域づくりと住民の融和の活動に力を注いでいる。とくに、文化祭の開催、文化だよりの発行などに顕著な成果をあげている。 |

—— M E M O ——

分科会事例発表要旨

第1分科会

(行財政・都市)

- 討議の視点**
- 住民が主体となる公民館の管理・経営の在り方
 - 公民館施設の整備充実と職員体制の確立

| | | | | | |
|--------------|---------------|---|---|---|---|
| 助言者 | 前三瀨町助役 | 木 | 下 | 正 | 美 |
| 司会者 | 中間市中央公民館長 | 岩 | 崎 | 曠 | 喜 |
| 記録者 | 北九州市門司中央公民館 | 後 | 藤 | | 治 |
| 会場責任者 | 北九州市門司中央公民館係長 | 高 | 橋 | 春 | 男 |

住民が主体となる公民館の管理・経営の在り方

北九州市 枝光北公民館長 後 藤 和 雄

「住民が主体となる公民館の管理・経営の在り方」を、住民主体の公民館経営の現状、即ち地域住民の公民館活動への主体的な取り組みという内容で発表します。

それも既にどの館でも実施しているような内容になりますが、ご了承をお願いします。

公民館のあるべき姿の基本理念として、

1. 人間尊重の精神
2. 生涯教育の態勢の確立
3. 住民の自治能力の向上

と三つが「公民館のあるべき姿と今日的指標」の中に挙げられていますが、特に第3については、公民館活動の究極のねらいであると言われてい

ます。一方地域住民のそうした能力はそれぞれの地区において、地域の特色といった形で現われており、自らが何かをやるとうする住民の活力ともいべきものがそこに見られます。それをどう方向づけ、どのように生かすかは、館と住民との係わりの中から生まれてくるのではないかと思います。

枝光北公民館地区はそうした住民の活力ともいべきものが、以前から育っていたようです。

ここで、住民参加の公民館活動の現状について

少し述べさせていただきます。

1. 公民館運営委員会

公民館運営委員会は、公民館が真に地域住民のために適正かつ効果的に運営されるよう考える場です。地域住民を代表する各種の機関、団体の代表者から構成されており、実質、公民館長の諮問機関的存在であり、又協力組織だとも考えられます。

その中で住民の欲求、関心を把握し、地域の課題を明らかにし、住民の中にある優れた知能、技術、経験を館事業の中へ活かし、地域のもつ力を館活動の中に組織化していくものだと考えます。

当公民館でも年度当初に館の年間行事や活動方針を説明し、それぞれの委員に個々の事業について指導、協力をお願いしています。又各種団体の年間行事も互いに話し合い、団体相互の協力や調整をして地域の公民館活動の大綱を決定していきます。

その係わり方が単に館の説明を聞くという姿勢ではなく、住民の代表者として積極的に館事業の中に地域のもっている力を活かそうとしています。

2. 家庭教育学級

家庭教育学級の質の良否は学級運営委員会によって決まると考えています。学級生自身の意志で運営される学級、学級生主体の学級か否かは学級運営委員会のあり方で決まるものようです。

学級生が主体となる学級運営であってこそ、真に学級生が主人公である住民主体の学習が生れるのではないかと考えています。下記の記録は昨年の学級運営委員会で初めて放送利用学習に取り組んだ時の経過です。

6月16日 NHK訪問

- 放送利用の説明をうける。
- ビデオテープの一覧表をいただく。

6月18日 八幡東中央公民館訪問

○「NHK放送利用区民のつどい」に参加し利用方法を学ぶ。

6月23日 NHK訪問

- ビデオテープ4本借用する。

6月24日 学級運営委員会

○4本のビデオテープを視聴後、学習教材を1本にしぼる。

- 学習課題を「積極的と消極的」に決める。

(「おかあさんの勉強室」から)

6月24日 視聴覚センター訪問

- NHKのテープを公民館のテープに写しかえる。

(ダビング)

6月25日 学級運営委員会

○学習目標— 積極的な子供にするための親のあり方。

- 学習方法 バズセッション

- 利用方法 同時視聴、分断利用

○役割分担 進行係、記録係、機械操作係、会場係を決める。

6月27日 学級運営委員会

- 学習計画表を作成。

話し合いの柱、学級生への問いかけの内容、時間の配分、分断箇所を決める。

7月2日 学級運営委員会

- 学習計画表にそってリハーサル。

- 学習計画表を修正する。

- 講師との打ち合わせ。(電話にて)

(以上、枝光小学校家庭教育学級文集から)

以上は学級運営委員会での取り組みの一端です。今回は放送利用学習を初めて計画したので4回も集まりましたが、通常の学習の時は1～2回程度の集まりです。

学習計画表は各時間帯ごとに「内容、質問、方法」を項目別に要約したものを作成し、学級運営委員がそれに従ってそれぞれの役割を果たしていきます。

このように学級運営委員会で各委員が役割を分担し、それぞれが納得のいくまで話し合っ、主体的な学級の取り組みをしています。

3. 公民館クラブ協議会

これは公民館経営協力委員会ともいえるもので、公民館運営委員会が地域全体の住民の代表であるのに対して、公民館利用者代表ともいべきものです。

それぞれに公民館経営上の重要な役割をもって、相互補完的な役目を果たすものと考えています。

当館では30余りのクラブが活動していますが、それぞれが曜日も違い、時間帯も違います。これでは同じ公民館で学習しながら、互いに顔を合わせる機会はほとんどなく、公民館クラブの目的である知識、技術の修得の他に友達づくり、グループづくりをするため不十分なので、何かクラブ同志をつなぐようなものを作ろうということになりました。

1. クラブ相互の情報交換、連絡調整をしながらよりよいクラス運営ができるように図っていく。
2. つながりの輪をより大きく広めていくための合同での親睦行事を計画する。

3. 単独のクラブでは困難な研修や学習（単発の講習会）を実施していく。

ことを目的に各クラブの代表者が集まって、公民館クラブ協議会を結成し、年間にいくつかの行事を計画、実施しています。

このクラブ協議会は公民館利用者の集まりですから、日常館を利用する中で、館の施設、設備についても様々な意見が出され、それらの整備充実について、大きな力となっています。

枝光北公民館クラブ協議会規約

第3条（目的）

本会はクラブ活動の円滑な運営を図るとともに、クラブ生相互の親睦を深め、地域の生活文化の向上をめざすことを目的とする。

第4条（事業）

本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クラブ相互の連絡調整に関すること。
- (2) クラブ生相互の親睦を図る事業。
- (3) クラブ生の生活文化の向上をめざす事業。

この公民館クラブ協議会は、地域住民が主体的に公民館クラブをより実りあるものにしようと取り組んでいるものと考えています。

4. 公民館だよりへの住民の参加

当館は、昭和39年開館以来、明るい町づくり、よりよい地域づくりに少しでも役立つような館報をと、毎月公民館だよりを地域の全世帯を対象にして発行してきました。昭和57年5月号が210号目に当たります。

この「えだみつ北公民館だより」は住民参加の館報づくりを一つの目標にして実施してきました。

館報の内容としては、館行事の紹介、館の取り組み方の姿勢、地域団体の行事の紹介の他に、住民の寄稿によるスペースをできるだけ入れるようにしています。

昨年の7月号が公民館だよりの第200号に当たっ

たので、その時の公民館運営委員長の寄稿を掲載し、住民参加による館報づくりの一端を紹介します。

「館報200号発行に寄せて」

開館以来17年間、回を重ねて200号の発行となった「えだみつ北公民館だより」

当初は公民館行事の告知板の内容のものであったが、号を追うごとに内容も充実し、現在では、講座、学級の予定はもちろん、青少年問題へのとりくみ、団体活動の状況、枝光の歴史などを盛りこみ、地域住民の文化、教養の向上の一助となるまでに成長しております。まさに「市政だより枝光版」といった感じで期待される存在です。

特に、毎月各戸配布というシステムは、投稿並びに配布して下さる地域の方のお力添えの賜物だと思います。

このように館報としては充実したものになっていますが、まだまだ問題がないとはいえないようです。

地域住民の身近な問題を盛りこんだ親しみやすい館報になるために、より多くの住民の交流の場としての「公民館だより」にならなければなりません。

編集に当っては地域住民をまじえた編集会議を設けるのも一案かと思っています。

地域住民の教育文化活動や交流の場として、コミュニティ（地域社会）の中核的役割をもつ地域公民館の館報として、また、コミュニティセンターとして一層の充実した公民館活動をされることを期待します。

大野城市における公民館行財政の現況

大野城市中央公民館長 浜 田 徹

1. 大野城市の概況

大野城市は政令指定都市福岡市と南接し、国道3号線、国鉄鹿児島本線、西鉄大牟田線等の交通要衝の地であることから、近年、福岡市のベッドタウンとして急激な都市化をきたした。

それまで純農村地帯であった本市は、明治22年に11ヶ村が合併した大野村が昭和25年に町制を施行した後、昭和47年「3万人特例法」に

より隣接の春日市等と同時に1町独立の市制を施行して今日の大野城市となった。面積は269.4km²市の南部と東部がふくらんだ『ひょうたん形』の地形をし、その南部と東部は、それぞれ、牛頸山、四王寺山となっている。

人口は、約6万4千人。昭和45年には3万4千人だった人口が昭和50年には5万2千人、昭和55年には6万4千人と急増している。

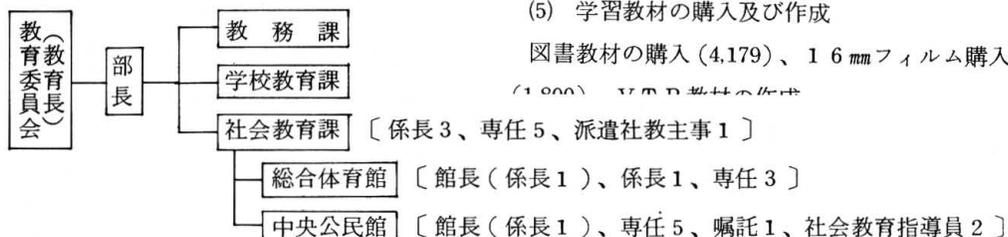
2. 本市社会教育施設

(別表1)

| 区分 | 施設名 | 構造 | 建築面積 | |
|------|-------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 全市 | 中央公民館 | 鉄筋2階建 | 2,518.6 m ² | |
| | 総合体育館 | 鉄筋3階建 | 4,457 m ² | |
| | 野外活動センター | キャンプ施設フィールドアスレチック | 2,297.7 m ² | |
| 南地区 | 体育館 | 鉄骨2階建 | 854 m ² | |
| | 老人憩の家 | 木造瓦葺平家建 | 103 m ² | |
| | 牛頸老人憩の家 | 〃 | 67 m ² | |
| | 南ブ市1民ル | 成人用 | 鉄筋 15×25m | 288 m ² |
| | | 子供用 | 〃 円 12m | 114 m ² |
| | | 管理棟 | 木造瓦葺平家建 | 106 m ² |
| | | バレーボールコート | 夜間照明付 | 2 面 |
| | | テニスコート | 〃 | 2 面 |
| | | 南小夜間照明 | | 4 基 (150ℓ) |
| | | 平野小夜間照明 | | 〃 (134ℓ) |
| 中央地区 | 体育館 | 鉄骨2階建 | 545 m ² | |
| | バレーボールコート | | 1 面 | |
| | テニスコート | 夜間照明付 | 2 面 | |
| | 大野小学校夜間照明 | | 5 基 (150ℓ) | |
| | 大利中夜間照明 | | 6 基 (200ℓ) | |
| 北地区 | 体育館 | 鉄骨2階建 | 1,225 m ² | |
| | バレーテニスコート | 夜間照明付 | 3 面 | |
| | 北ブ市1民ル | 成人用 | 15m×25m | 375 m ² |
| | | 少年用 | 円 12m | 114 m ² |
| | | 幼児用 | 円 10m | 79 m ² |
| | 北小夜間照明 | | 7 基 (150ℓ) | |
| 東地区 | 体育館 | 鉄骨2階建 | 1,217.07m ² | |
| | テニスコート | | 1 面 | |
| | 東中夜間照明 | | 8 基 (200ℓ) | |
| | 東小夜間照明 | | 4 基 (256ℓ) | |
| 町内 | 各区公民分館(19館) | 鉄筋2階建17館木造2館 | 299m ² ~508m ² | |
| | 集会所(4館) | 鉄筋2階建1館木造3館 | 150m ² ~309m ² | |

3. 本市社会教育行政機構と職員体制

(別表2)



(4) 公民分館活動の活発化

公民分館活動費補助金交付(7,000)

(5) 学習教材の購入及び作成

図書教材の購入(4,179)、16mmフィルム購入(1,800)、VTR教材の作成

4. 本市社会教育関係財政

(別表2-1)

| 項目 | 予算額 | (A)との対比 | (B)との対比 | (C)との対費 |
|-----------|--------------|---------|---------|---------|
| 一般会計総額(A) | 11,721,928千円 | 100.00% | -% | -% |
| 教育費(B) | 3,468,564 | 29.59 | 100.00 | - |
| 社会教育費(C) | 458,470 | 3.91 | 13.22 | 100.00 |
| 公民館費 | 29,989 | 0.26 | 0.86 | 6.54 |
| 図書館費 | 5,979 | 0.05 | 0.17 | 1.30 |

※ ただし、公民館費と図書館費のうち人件費は社会教育総務費に計上。

(別表2-2)

| 項目 | 予算額 | 構成費 |
|--------|---------|------|
| 事業費 | 1,739千円 | 5.8% |
| 事務費 | 3,554 | 11.8 |
| 備品費 | 320 | 1.1 |
| 旅費 | 365 | 1.2 |
| 保守管理費 | 16,883 | 56.3 |
| 負担金補助金 | 7,128 | 23.8 |

5. 本市公民館の変遷

(1) 昭和22年、文部次官通達により、役場内に公民館を併設。

(2) 昭和24年、公民館条例を制定。

(3) 昭和25年、青年倶楽部をあて分館とする。
(ないところは区長宛)

(4) 昭和28年、公民館竣工。

(5) 昭和46年、中央公民館竣工。

6. 公民館関係事業と予算 (S57年度計画)

(1) 主要事業(単位千円)

文化展(298)、貸出文庫交流会(50)

(2) 学級講座の開設

① 国、県等補助事業

婦人学級(1学級、100)、家庭教育学級(13学級、1279)、乳幼児学級(1学級、143)、老人大学講座(1,700)、グループ活動(2グループ192)

② 市費事業

食生活改善教室（1学級、237）、郷土史講座（62）、レクリエーション講座（2コース、74）、市民文化講座（50）、読書ボランティア講座（45）

③ その他 自主学級（22学級）

(3) リーダー育成事業

分館主事研修（366）、地域貸出文庫育成（123）

(4) 公民分館活動の活発化

公民分館活動費補助金交付（7,000）

(5) 学習教材の購入及び作成

図書教材の購入（4,179）、16mmフィルム購入（1,800）、VTR教材の作成

第2分科会

(行財政・町村)

| | |
|-------|---|
| 討議の視点 | ○住民が主体となる公民館の管理・経営の在り方 ○公民館施設の整備充実と職員体制の確立 |
| 助言者 | 小石原村教育委員会教育長 梶原昭国 |
| 司会者 | 県教育庁田川出張所社会教育係長 徳久公博 |
| 記録者 | 北九州市白銀公民館 中島正信 |
| 会場責任者 | 北九州市小倉北中央公民館係長 村上万治 |

粕屋町における公民館の運営等について

粕屋町公民館主事 安川典男

1. はじめに

粕屋町は福岡市東部と隣接する南北に細長い粕屋郡のほぼ中央にあり、市内に突出したような人口27,772人の町である。

町全体が平坦で農業中心の社会であったが福岡市の発展とともに、ベッドタウン化し、都市化の諸影響を受けているところである。

特に流入人口、借家の増加は都市近隣の他地域の町村とも同じことだと思う。

教育施設の面では、学校の増築に追われて社会教育関係まで手が届かないのが現状である。

表1で示すように、社会教育の中心となる中央公民館、それと仲原小学校に隣接した町民体育館(バスケットコート1面)、粕屋中学校グラウンドの夜間照明、テニスコート(2面)、柔剣道場1ちけで、町民グラウンド要求の声が出ているところである。

したがって、施設面の不備をカバーするため、全小中学校の運動場及び体育館の開放をし、又類似公民館を分館として位置づけして取り組んでいる。

社会教育の職員は、課長1、社会教育主事1、主事2で教育長が中央公民館長を兼任である。

2. 中央公民館について

粕屋町の公立公民館はこの中央公民館のみである。使用目的別に教室があるが、100名程度の学習室がないことで困っている。施設運営面では諸会議、研修会等利用は多いのではないかと思います。

特に350+100席の講堂は他と比較して利用されているようだ。町関係のみでなく、粕屋郡のほぼ中心に当町が位置するため郡関係の諸会合でもよく利用されている。

使用料は町内社会教育関係、行政関係は無料。教委、行政等必要と認めたものは半額。その他は一定の金額を徴収することとなっている。

年間使用料収入は約100万円で夏場2ヶ月の電気代にもならない。

中央公民館の職員の面であるが、先に述べたように、館長は教育長兼務、主事は社会教育主事が兼任、住み込みで管理人1名の計3名ということになる。

しかし、現実には社会教育即公民館ということ
で社会教育課職員はすべて公民館の職員である。

これは全体に社会教育関係の職員が少ないこと
が原因で、職務内容を明確にしても人員が不足す
る。そこで兼任でお茶をにごすことになっている
と思う。この問題は当粕屋町だけではないような
話も聞くのだが……。

事業面については、組織上教育委員会がやって
いるのか、公民館がやっているのか明確に分ける
ことができない。

しかし、各種の学級の開設、諸団体の研修会の
実施は行っている。ただ、先にも述べたが職員
数が少なく、充分に手が届かず社会教育関係団体
に委託するような形の学級、講座もある。

又、自治公民館の諸役員に対する研修会や、情
報交換のための会議等には努力をしている。他に
は主催行事の通知、運営に対する会議等を行って
いるところである。

3. 自治公民館の位置づけについて

冒頭にも述べたが、当町では自治公民館を分館

的に位置づけをし、公民館活動の活発化を図って
いる。その手だてとしては、各行政区ごとに分館長、
分館主事等の役員を選出して地域公民館活動を推
進していき、そのことが町の公民館活動の活発化
になると考えるからである。

この自治公民館役員に対し、研修会、活動の情
報交換等を行いながら資質の向上を図り、連絡を
密にし、十分に機能するよう努めているところだ
である。

又、町からの活動補助として、昭和57年度に
ついては表2で示すような補助金の配分を行って
いる。

この自治公民館を分館的位置づけとすることに
問題がないとはいえない。その1つとして、行事
消化型の町からの下請けの活動となってしまう、
本来の自治公民館の活動からはずれてしまうこと
が出るからである。

しかし、これは、自治公民館役員の考え方によ
るところが大きく、この問題についてもっと手
を入れていきたいと思う。

(表-1)

教育施設

(1) 学校数

| | |
|-----|------------------|
| 小学校 | 3校(仲原・大川・粕屋西) |
| 中学校 | 2校(粕屋中学校・粕屋東中学校) |
| 幼稚園 | 3校(仲原・大川・西) |

(2) 学校給食共同調理場

| | |
|----------|-----|
| 粕屋給食センター | 1ヶ所 |
|----------|-----|

(3) 社会教育施設

中央公民館(本館) 1ヶ所

類似公民館(分館) 18ヶ所

社会教育施設

町民体育館・テニスコート・柔道場・剣道場・グランド照明

(表-2)

昭和57年度 分館助成金

| 分館名 | 助成金額 | 前期支給額 | 世帯数 (57年3月末) | |
|-------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|
| 大 隈 | 108,500円 | 70,000円 | 283戸 | 大会参加助成費を実績に応じ配分 |
| 上 大 隈 | 100,500 | 70,000 | 237 | |
| 江 辻 | 122,000 | 80,000 | 362 | |
| 戸 原 | 160,500 | 100,000 | 589 | |
| 長 者 原 | 248,500 | 160,000 | 1,105 | |
| 内 橋 | 154,000 | 100,000 | 551 | |
| 朝 日 | 84,500 | 60,000 | 142 | |
| 曙 | 72,000 | 50,000 | 69 | |
| 長 戸 | 83,000 | 60,000 | 135 | |
| 多 の 津 | 49,000 | 30,000 | 112 | |
| サンライフ | 94,000 | 70,000 | 198 | |
| 酒 殿 | 104,000 | 70,000 | 258 | |
| 甲 仲 原 | 169,000 | 100,000 | 639 | |
| 乙 仲 原 | 191,000 | 140,000 | 767 | |
| 若 宮 | 155,000 | 100,000 | 560 | |
| 原 町 | 174,000 | 110,000 | 668 | |
| 花 ケ 浦 | 174,500 | 110,000 | 672 | |
| 阿 恵 | 91,000 | 60,000 | 183 | |
| 柚 須 | 147,000 | 90,000 | 509 | |
| 合 計 | 2,482,000 | 1,630,000 | 8,040 | |

大和町中央公民館の運営

大和町教育委員会教育課社会教育係 成 清 一 廣

1. 町の概要

大和町は、福岡県の南部に位置して有明海に面する東西3.8Km、南北8.1Km、面積2215Km²の町で、人口19,789人、世帯数4,400世帯（昭和57年4月1日現在の人口動態調査）である。

東は矢部川で瀬高町と西は塩塚川で柳川市と北は三橋町と接しており、国道208号線（熊本～佐賀）と西日本鉄道大牟田線（福岡～大牟田）が並行して南北に縦断し、主要県道が隣接市町に通じている。

土地の大部分は、古来より行われて来た干拓によって生まれ集落もこれにつれて広がって来ている。

昭和33年からは国営大和干拓が着工され、45年完成と同時に25戸の農家が入植しこれからの農業を旨とし大型経営が行われている。

小学校社会科で紹介されてからは、遠くは北九州当りからも年間2万人以上の児童が見学に訪れ

ている。

住民の多くは大牟田、久留米、福岡を主に、近隣市町へ勤めに出かけ従来の農業、漁業の就業人口は低下の一途にある。

都市化の波も日一日と強くなりつつある中で、新しい町づくりを旨とする基本構想も設定され、総合計画も樹立間近になっている。

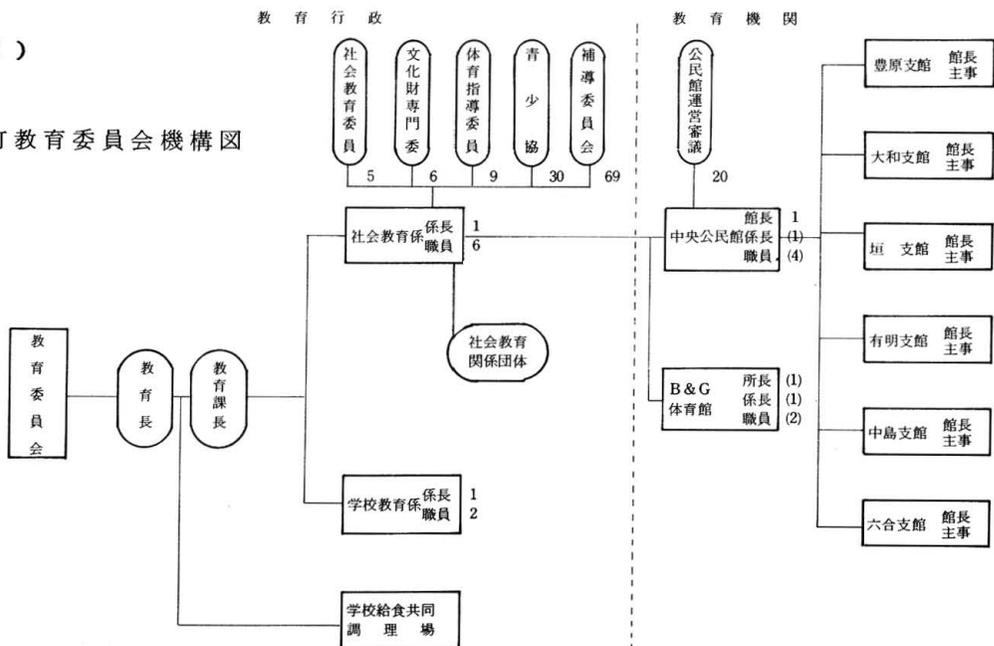
中央公民館においてもこれらの計画に沿って努力を傾け、「自然の恵みを生かした快適で住みよい町」「教育文化の薫り高い町」を旨として事業を進めている。

2. 公民館の概要

社会教育における教育行政と教育機関の関係については、明確でない市町村もあろうかと思うが大和町においては別表(1)の通りの位置づけをしている。

(別表1)

大和町教育委員会機構図



別表(1)で図示した通り公立公民館としては1つの中央公民館と6つの校区公民館(支館)が設置されている。

しかし支館については館がなく現在は小学校の施設を利用している。

これも年次計画により逐次整備され、それぞれの機能を発揮する日が来るのも遠いことではない。

中央公民館は、総面積2,161㎡、鉄筋コンクリート2階建の機能的な建物で、昭和55年3月完成し、1階にはロビー、事務室、図書室、研修室(2室)、会議室、和室(茶室兼用)、調理室、500人収容のホール、2階にはロビー、大研修室、研修室(2室)、和室(2室)、視聴覚室をもうけ全室冷暖房となっている。

主な設備としては、視聴覚室にVTR2台(β・VHS各1台)、スライド映写機2台、16%映写機2台、ステレオ装置1式が有りレクチャーテーブルよりコントロールが可能となっている。

それぞれの研修室にはマイク施設とOHP用スクリーンが設置され、OHP2台とトラペンアップ1台が学習に役立っている。

ホールは固定椅子と車椅子用のブース(4名分)

幼児を伴った親用の母子室(8名分)が準備され、508名の収容が可能である。

設備も音響、照明はもちろんの事、コンサートやコーラス用の音響反射板、ピアノが設置され、控室(2室)にはシャワー室や化粧台(12名分)も備えつけられている。

3. 中央公民館の管理経営

中央公民館の管理については年中無休をたてまえに、毎日朝8時30分から夜10時まで開館している。

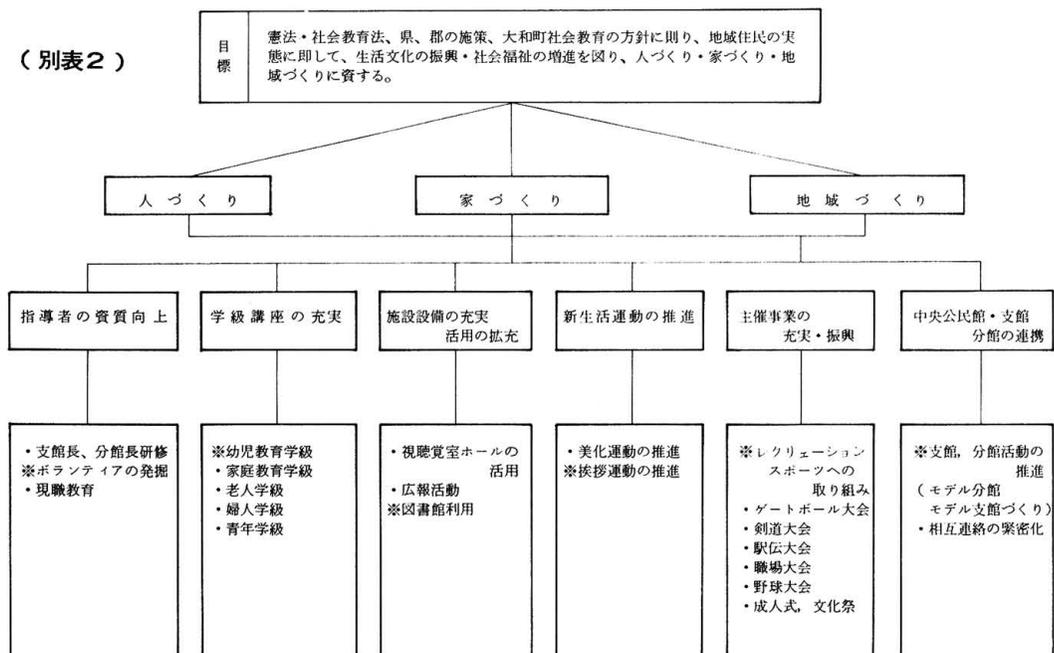
平日の午前8時30分から午後5時までは職員が業務を行い、時間外及び日曜祭日については、委託契約をした民間人によって業務を行っている。

午後10時以降の警備については、専門の会社と契約して管理を行っている。

昨年度の利用状況としては、開館日数355日、延利用団体数1,998団体、延利用者78,920名で人口1人当たり4回の利用となっている。

主たる活動については、別表(2)に示している重点目標を中心に事業の展開を図っている。

(別表2)



重点施策

※印は本年度の努力事項

館の運営については、20名の委員で構成し年
4回開催している公民館運営審議会や、支館長、
支館主事の意見を十分反映しこれにあたっている。

中央公民館の維持運営費としては、昭和56年
度支出済額で別表(3)のとおりである。

(別表3)

| 大和町中央公民館の維持に要する経費 | |
|-------------------|-------------|
| 1. 電気料 | 6,637,774円 |
| 2. 水道料 | 157,120円 |
| 3. 保守点検料 | 4,734,600円 |
| 電気設備 | 259,200円 |
| 警備保障 | 408,000円 |
| 清掃 | 1,284,000円 |
| 舞台機構 | 240,000円 |
| 防災機器 | 90,000円 |
| 浄化 | 367,800円 |
| 空調機 | 330,000円 |
| 舞台照明 | 150,000円 |
| 管理人委託 | 1,605,600円 |
| 4. 運営に要する経費 | 13,023,593円 |
| 館長及び委員報酬 | 2,331,100円 |
| 職員の給料(半額) | 9,860,363円 |
| 臨時職員給料 | 140,000円 |
| 消耗品 | 692,130円 |
| 5. 学級講座大会に要する経費 | 8,591,539円 |
| 合 計 | 33,144,626円 |

館の大型化に伴い、維持のための経費が大幅に増加し今後も物価上昇等によって年々増加していくと考えられる。

4. 職員体制

法の趣旨から言えば、社会教育職員と公民館職員は各々専任で且つ専門職であることが望ましいが、大和町中央公民館においては館長1名非常勤（実態としては常勤）、副館長1名非常勤、それに委員会社会教育系の係長外4名の職員が兼務で館務にあたっている。

職員の経験年数は最長が3年、最短が1月、平均すると1年4ヶ月である。

また夜間及び土曜、日曜の昼間の管理を委託した管理人がそれぞれ1名で、図書の出し返納、部屋予約、機材の利用に応じている。

地域における教育活動の要となる支館長については、地区住民の推薦によって民間より登用し、支館主事については、1校区を除き小学校教頭をその任に充当している。

5. 今後の問題点

住民の学習活動が活発化している今日の状況の中で、公民館がなす役割は社会教育の中核的な施設として益々増大の一途をたどると考えられる。

施設設備の面からは、より豪華な大型の施設に変わりつつある。

しかしながら月刊公民館4月号の小山国社研主任専門職員の論考にもあるように人的面での充実は心もとないかぎりである。

現在公民館主事の資格については立法上別段の定めはないが、社教審答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」や、全公連の「公民館のあるべき姿と今日的指標」の中で明らかにされているとおり、社会教育主事と同等もしくはそれ以上の資格を持つ者を標榜している。

このような事から大和町においても、社会教育職員と公民館職員の分離専任化、専門職としての資格の修得が当面の急務である。

また勤務体制についてであるが、中央公民館が「自由なたまり場」「学習と文化の殿堂」となるためには、それを支える具体的な担い手としての職員であると考えらるなら公民館開館時間中は、住民の要求に対処し適切な指導助言ができる体制が早急に確立される必要がある。

現在の委託契約による管理人制度では、管理面のみが強調され「自由なたまり場」としての運営にはほど遠いと言わざるを得ない。

施設については不足する機材等も数多くあるが、これらは年次計画の中で整備されつつある。

しかるに今後必要と考えるのは1階ロビーに喫茶コーナーの新設である。

学習や会議終了後の語らいの場作りをしていくためにも是非希望するところである。

今一つは、各種団体が自主的に活動していくための団体室の設置である。

団体事務局及び団体間の連絡会議用の室として、書庫や机を配置するとともにこの室については閉館後も利用できるような配慮が必要と考える。

地区公民館（支館）については施設の設置を急ぐと共に、支館長、支館主事についても専門職員を配置しなければ地域活動の拠点としては機能しないと考える。

経済の低成長に伴う町財政の窮迫により新規職員の増加は極めて困難な状況下にあるので、長野県のある町で実施され成果をあげている委嘱職員制度等も今後の研究課題である。

地域の住民は学習の継続によりレベルアップし、より高度の学習を望んでいる今日、一般職員が目まぐるしく配置替えされる様では社会教育のレベルアップを図るところか、住民の信頼感を失うことは必至である。

住民の要求に誠実に応え、指導啓蒙できる資質を身につけることが職員に課せられた使命であり、ひいては利用の増大、学習の意欲を育てる道と考える。

第3分科会

(事業活動・都市)

- 討議の視点
- 住民の学習要求に応える事業の在り方
 - 事業の推進と職員の専門性
 - 広報活動の在り方

| | | |
|-------|----------------|-------|
| 助言者 | 香蘭女子短期大学教授 | 岩井龍也 |
| 司会者 | 大牟田市中央公民館主査 | 久保田金吾 |
| 記録者 | 北九州市北方公民館 | 中島菊一 |
| 会場責任者 | 北九州市小倉南中央公民館係長 | 松原二郎 |

明日の親のための学級

北九州市企教公民館 栗山正人

1. 企画委員会

| 企 画 委 員 | |
|-------------------|-------------|
| 1. 小倉南中央公民館長 | 5. 企教公民館長 |
| 2. 同公民館係長 | 6. 同公民館職員 |
| 3. 社会教育指導員 | 7. 福岡教育大学教授 |
| 4. 婦人教育ボランティア(4名) | 光安文夫(助言者) |
| 計10名 | |

- (1) この事業の開設趣旨の検討・確認
※何を、何故。
- (2) 学習課題・テーマ・内容について
※育児のHow toものから入る。
- (3) 学習方法について
※Video、16ミリ等を使って変化をもたせる。
- (4) 対象者について
※これから親になる者を最優先。
- (5) 期間・曜日・時間について
※期間については長くても2ヶ月くらいで終ること。
※時間帯については、共働きが多いこと、男性にも参加してもらいたいことを考えながら、アンケート調査(面接)で夜に決定。

- (6) 講座名とキャッチフレーズについて
※PRのポイントとなる重要な部分。わかりやすく魅力あるものを考えること。
- (7) PRについて
- ① 行政関係
市広報(全戸配布)、公民館行事あんない(全戸配布)、PRチラシおよび企教公民館(町内回覧)。
 - ② マスコミ
朝日、毎日、読売、西日本、NHK。
 - ③ 関係施設
 - ④ 集会
保健所の3才児教室・母親教室、婦人会、母の会、家庭教育学級等。

はじめての赤ちゃんをおやかに育てるための 現代育児教室

—これから親になる方々のために—

全九州
同時開催

もうすぐパパ・ママになるあなた! 目下努力中のお二人さん! 育児の心構えは大丈夫ですか?
 どうしてよいかわからない方、自信のない方、この教室はそんなあなたのために、市内の先生方が
 やさしく、わかりやすく指導してくれ、あなたのための育児教室です。
 お一人で、お二人で、そしてお隣の赤ちゃんと一緒に揃って、あなたの育児法をみつければいい!

| 回数 | 日/時 (曜) | テーマ | 内容 | 講師 |
|----|--------------|---------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| 1 | 9/18 (金) | 申込式 親になるあなたへ | 親になることの意味、そして現代の親の抱負や悩みについて | 福岡県婦人問題懇話会 会長 菅安兆子 |
| 2 | 9/25 (木) | 育児書に ふりかへられたら | いろいろな情報にふりかへられたいあなたに育児法をみつければいい | お隣の里の幼稚園長 川江美子 |
| 3 | 10/2 (水) | ふれあいとお乳 | 赤ちゃんとのスキンシップの大切さ、母乳の大切さ、人工乳の抱負や悩み | 国立小倉病院 助産科長 藤生慶子 |
| 4 | 10/9 (火) | 三つ子の魂百まで | 赤ちゃんの本能、感情からたの発達を学ぶために | 福岡大学 藤原 光安文夫 |
| 5 | 10/16 (月) | 楽しく 名前を つけてみよう | あなただけの名前は? みかび? 楽しくなからせてみよう | 児育文学研究会 佐野 巨 |
| 6 | 10/23 (日) | ため親 あんな子と遊んではダメよ | 差別と偏見にふれさせてみよう | 東福岡短期大学 講師 三隈佳子 |
| 7 | 10/30 (日) | ベビーワリとサッパリ | 過保護と放任について話そう | 社会教育研究家 時村悦子 |
| 8 | 11/6 (土) | 母として、父として、人間として | 母として、父として、人間としてのあなた自身のあり方を話してみよう | 西宮女学院短期大学 助産科 保田井 進 |
| 9 | 11/8 (日) | 楽しく 赤ちゃんの 記録写真撮りまわす | 可愛、赤ちゃんの成長過程を記録するための写真撮影教室 | 北九州市行政学専修 栗山正人 |
| 10 | 11/13 (金) | と家庭 と社会 核家族について | 核家族の問題を中心に赤ちゃんの育児環境について話そう | 西宮女学院短期大学 助産科 保田井 進 |
| 11 | 11/20 (木) | 申込式 質問とまとめ | 最終にみなさんからの質問にお答えします | 上記講師の中から |

- ★ 受講料は無料です。 ★ 時間は原則として、毎回は7時から9時までの予定です。
 - ★ 申込受付は、9月10日(木)午前10時から本校に「申込」電話でお受けします。
 - ★ 定員は30名で、先着順です。お早目にお申し込み下さい。 ★ 会場は本校公民館です。
- 主催・北九州市立本校公民館 (小倉南区北方2-16-7, TEL951-0133)

2. 応募状況

(1) 応募者数

開講日までに34人。その後9人申込みあり。最終的に応募者数は43人。

(2) 受講者数

応募者43人のうち、6人は保育科の学生・保母等のオブザーバー、2人は1回も出席しなかったため、最終的に受講者数は35人とする。

(3) 受講者内訳

① この講座を主に何で知りましたか。

| 市政だより、チラシ等 | 新聞 | 口込み | 保健所 | 計 |
|--------------|--------------|-------------|------------|---------------|
| 16人 (46%) | 11人 (31%) | 6人 (17%) | 2人 (6%) | 35人 (100%) |

② あなたの受講の主な動機は何ですか。

| 育児についての基本的な知識を得るため | 面白そうなテーマにつられて | 妻にさそわれて | 妊娠中の姉の代わりに | 妊娠中の娘の代わりに | 計 |
|--------------------|---------------|-------------|------------|------------|---------------|
| 25人 (72%) | 4人 (11%) | 4人 (11%) | 1人 (3%) | 1人 (3%) | 35人 (100%) |

③ あなたの受講についてご主人は協力的でしたか。

| 協力的だった | 協力的でなかった | どちらでもない | 計 |
|--------------|------------|-------------|---------------|
| 16人 (73%) | 2人 (9%) | 4人 (18%) | 22人 (100%) |

※ 既婚女性22人を対象

④ 性別、結婚の有無等

| 男 | 女 | 夫婦 | 既婚 | 未婚 | 子有 | 子無 | 妊娠中 |
|--------------|--------------|----|--------------|------------|-------------|--------------|--------------|
| 10人 (28%) | 25人 (72%) | 9組 | 32人 (91%) | 3人 (9%) | 4人 (11%) | 31人 (89%) | 10人 (28%) |

⑤ 年代別

| 10代 | 20代 | 30代 | 50代 | 計 |
|------------|--------------|-------------|------------|---------------|
| 1人 (3%) | 27人 (77%) | 6人 (17%) | 1人 (3%) | 35人 (100%) |

⑥ 仕事の有無

| 働いている | 働いているうちの 共働 | 働いていない | 計 |
|--------------|----------------|-------------|---------------|
| 27人 (77%) | 9人 (3組と3人) | 8人 (23%) | 35人 (100%) |

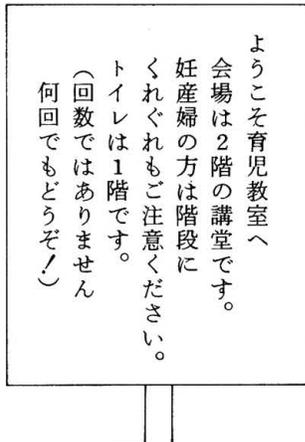
⑦ 地域別

| 小倉南区 | 小倉北区 | 小倉以外の区 | 北九州市外 | 計 |
|--------------|-------------|------------|------------|---------------|
| 26人 (63%) | 9人 (25%) | 3人 (9%) | 1人 (3%) | 35人 (100%) |

3. 開講から閉講まで

(1) 玄関から会場までの案内表示について

① 玄関の案内表示は、楽しくユーモアのあるものを考える。



② 会場までの案内表示をわかりやすく。

(2) 会場づくりについて

① 会場入口の行事案内は大きく、わかりやすくすること。

※いい加減と思われるような、おそまつな表示をしない。

② 受付はスムーズにいくように出席表、資料、名札等の配置を考える。

③ 席は先着順に自由にすわってもらう。

④ コートや荷物等の置き場所を用意する。

⑤ BGMを流す

※こんにちわ赤ちゃん、おさななじみ、かあさんの歌

(3) 開講から閉講まで

① みんなで歌を歌うことからはじめる。

ア. こんにちわ赤ちゃん(第1回~第4回)

イ. おさななじみ(第5回~第7回)

ウ. かあさんの歌(第8回~第11回)

② 遠くから来ている人のためにバスの時刻を連絡。

③ 終了時間21時を厳守する。

④ 次回の予告をする。

⑤ 質問・意見箱をつくって会場に毎回置いておく。

⑥ 連絡なしに2回つづけて休んだ人には必ず電話をする。この電話は出席の催促というのではなく、出て来られるようになったら、いつでも気がねなくどうぞ、ということである。

⑦ 第10回(最終回の前の回)の時に全員の記念写真をとり、できた写真と記念品(家庭教育のしおり)を最終回の時にわたす。

4. 講座を終えて

(1) 出席状況

| | | | |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------|
| 全11回のうち7回 (2/3)以上出席し た人 | 同じく5～6回(1/2) 出席した人 | 同じく1～4回(1/3) 以下出席した人 | 計 |
| 19人 (54%) | 6人 (17%) | 10人 (29%) | 35人 (100%) |

| |
|--------------|
| 1回の平均出席者数 |
| 21人 (60%) |

(2) 欠席した時の理由

| | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-----------------------|------------|------|
| 仕事の都合 | 家庭の都合 | 病 気 | 出 産 | テーマに魅 力がなかつ たから | 寒かったの で | 計 |
| 47% | 32% | 9% | 6% | 3% | 3% | 100% |

(3) 受講の感想

| | | | | |
|--------------|-------------|-----------|------------|---------------|
| 大変よかった | まあよかった | あまりよくなかった | 回 答 な し | 計 |
| 27人 (77%) | 6人 (17%) | 0 | 2人 (6%) | 35人 (100%) |

(4) 期間・曜日・時間帯等

| | | |
|--------------|-------------|---------------|
| よ っ た | よ くな かつ た | 計 |
| 30人 (86%) | 5人 (14%) | 35人 (100%) |

※よくなかった5人

{ 4人……時間帯が遅い。 18:00～20:00
がよかった。
1人……土曜日がよかった。

5. 育児目標

(1) 子供は何人ほしいですか。

| | | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------|---------------|
| 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 計 |
| 2人 (6%) | 5人 (14%) | 21人 (60%) | 7人 (20%) | 35人 (100%) |

(2) 子供には、どういう人間に育ってほしいですか。

- ① 思いやりのある人間……………45%
- ② しっかりした自分を持てる人間…24%
- ③ 素直で明るい人間……………18%
- ④ のびのびと自由に育ってほしい…13%

6. 受講者のひとこと感想

(1) 歌の時間はもったいなくて意味がない。受講者は大人なんだから歌なんか不要だ。

(2) 歌の時間は私の心をなごやかにしてくれました。

(3) 1回1講師で話しを完結するには時間がたりない気がしました。1人の講師を2～3回シリーズで組んでみてはどうでしたでしょうか。

(4) 視覚にうったえる教材がもっとほしかった気がします。(TV、Video、16ミリ等もありましたが)

(5) 聞いている時は納得しているのですが、あとで思い出せるように簡単なポイントだけでも列挙したテキストがほしい気がしました。

(6) 子供の姿が見えてきました。(実感です!)教わったことを心にとめて、これから育児に役立てていこうと思っています。悩みが出てきたら、もう一度講義の内容を振り返ってみようと思います。ありがとうございました。

(7) 大変勉強になりました。ありがとうございました。立派な子供を育てます。

(8) 母親になることの大変さ、きびしさを知りました。

(9) 大変よかったです。大変楽しかったです。ありがとうございました。

(10) 0才からの接し方の大切さがよくわかりました。

(11) 大変楽しく受講できました。これからも、このような精神の栄養となるような講座を開いてください。

(12) 自分一人で勉強してもよくわからないし、また、勉強もしないとします。しかし、みんなといっしょに勉強して気合も入り、他の人の考えや意見も聞くことができ、ほんとうに勉強になりました。

(13) 結局、育児の根本は一つであることがわかりました。なにしろ子供の立場にできるだけなることだと思います。これから本当の勉強だと思っています。この講座で土台をつくってくださったと思っています。ありがとうございました。

※同じようなものは省略。原文のまま。

7. 反省 (問題点・課題)

(1) 企画委員会について

企画委員の中に対象者(これから親になる者等)を入れることができなかった。

※企画の段階から対象者を入れることは、ぜひ必要なことではあったが、うまくいかなかった。

(2) 学習内容について

30代、40代および60代、70代等のいわゆる先輩の方々との意見交流ができなかった。家庭教育学級生および老人大学生・老人クラブ会員等との意見交流を考えていたができなかった。

(3) 学習方法について

話し合い学習が一回もなかった。やはり1～2回は取り入れるべきだった。ただ、これはうまくもっていかないと受講者からきられるおそれがある。そこで、講義のはじまる前の雑談をうまく活用して話し合いにもっていけばよかった。たとえば、雑談をうまく進行・司会しながら前半の1時間を話し合い学習とし、後半の1時間を講師の助言にするなど。

(4) 講座運営について

① 机の配置を学校式に全部前向きにしていたので、受講者の交流があまりうまくいかなかったように思う。やはり3～4班に分けて受講者の

交流がしやすいようにすべきだった。

② 講座運営は、企画委員がそのまま運営委員となり、全く公民館側のスタッフだけで行われたが、やはり受講者の中から何人か運営委員になってもらい、自分たちも、この講座をつくり、運営しているんだという気持をいくらかでも育てるべきだった。

(5) 対象者について

夜参加できない人をどうするか、次回の課題である。

(6) その他

学習テーマに関係ある資料だけでなく、もっと他のいろいろな資料を配布すればよかった。

地域課題についての市民講座

久留米市中央公民館 高倉信保

1. 久留米市の公民館体系と事業

久留米市は人口21万、面積123Km²、小学校区数27の内陸都市である、公民館は本館と小学校区毎の分館を擁していたが、昭和42年、分館を廃止、住民が設置、管理する自治公民館（校区公民館）とした。その指導、財政援助は教育委員会事務局が行っている。中央公民館は地域とのつながりが薄れ、全市域対象の教育機関となった。中央公民館はここ数年、青年、婦人等の対象別事業中心から、一般市民対象の内容別講座に重点を移してきた。その中でも、生活、地域課題学習を重視しており、昭和54年度には趣味文化講座の事業量を上まわるようになった。

2. 地域課題講座と公民館の立場

地域住民の教育機関としての公民館に今求められているのは、個々人の生活課題・要求を地域の課題、社会の問題として把える目を養い、課題解決に向けて自治能力を身につけるための学習ではないかと思われる。その学習は住民が相互に経験を交流しあったり、研究者から課題についての広い視野からの科学的知識を得て認識を深めるなかから、自治意識、まちづくりへの意欲を高めていくことをめざす。さらに、学習で得たことを生活や地域における実践につなげていくことが望まれ

る。しかし、社会教育の独自の任務は学習の組織化・編成・展開であり、課題解決のための実践活動にふみこむべきではない。学習の自由を保障するために、政治、行政、社会運動団体等あらゆる団体・機関から独立しておくべきである。そうであってこそ、異なる立場や考え方の者が一同に会して学習研究しあうことができる。公民館の講座は、直接、諸問題の解決をはかるまちづくりの対策会議や、行政施策の住民説明会でもないし、あるいは住民の行政交渉の場でもない。政治的、経済的利害、行政の対応がからむテーマを学習対象とするとき、とりわけ教育機関としての公民館の基本原則を明確にしておかなければならないと考える。

3. 講座の概要

(1) 第1期（昭和52年～54年）

—シンポジウム方式の短期講座—

| | |
|------|---------------------------------|
| 期間等 | 夜、日曜 各3～4回 |
| 学習方法 | 講演とシンポジウム |
| 講師等 | 大学教授、市行政担当者、市民代表 |
| 参加者 | 市民各層 30～50名 |
| 運営 | ○各界代表による企画準備会で内容決定 ○講座報告集を刊行 |

| | |
|-----|--|
| 内 容 | 5 2年 開発と市民生活 5 3年 文化都市をめざして 5 4年 これからの住民自治 |
|-----|--|

対象としては特に成人男子をねらった。この層の生活特性からみて、固定メンバーによる長期講座、学級方式は時間の上からも無理であろうと考えた。そこで、新聞、テレビなど報道機関の手法を応用して、単発のシンポジウム方式でテーマに関連する各種団体、機関の両極の対立意見をぶっつけ、参加者に焦眉の地域課題の現状と問題点を提起し関心を呼び起すと共に、課題分析の判断材料と解決のための実践の指針を提供することをねらいとしたものである。

(2) 第2期 (昭和55年～56年)

－多様な方法による長期講座－

| | |
|------------------------|---|
| ① 久留米をみつめよう | |
| 期 間 等 | 夜、日曜 10～11回 |
| 開 設 趣 旨 | 市民の地域に対する関心を喚起し街づくりへの参加意欲を高めることを目標に、地域理解のための学習の機会を提供する。 |
| 55年の内容 | |
| 講 義 | 民衆の歴史、久留米の生いたち注目される街づくり(郷土史家) |
| 野 外 講 座 | 筑後川井堰めぐり、篠山城と旧城下町、遺跡見学(筑後国府跡) |
| 討 議 | 久留米はどんな街?、私達のまちづくり |
| 参加者(55年) 総数48名、平均出席18名 | |
| 56年の内容 | |
| 講 義 | 久留米の方言と地名、古代の久留米－市史より(郷土史家) |
| 野 外 講 座 | 寺町・南薫・通町界限歴史散歩耳縄北麓をさぐる、高良山の自然と歴史 |
| シンポジウム | 都市開発と文化環境、都市開発と環境保全(全4日、市行政担当者 |

| | |
|-------------------------|----------------------|
| | 郷土史家、環境保全市民団体) |
| 討 議 | 私の久留米をみる目、まちづくりへ私の一言 |
| 参加者(56年) 総数152名 平均出席36名 | |

| | |
|------------------------|--|
| ② これからの住民自治 | |
| 期 間 等 | 平日午前 10回 |
| 開 設 趣 旨 | 地域における住民と行政の関係など住民自治の課題について市民・行政・研究者相互の研究討議を通じ、住民の自治意識を高め自治能力を養うための学習の機会を提供する。 |
| 55年の内容 | |
| 学習者の報告 | 各地域の住民組織の実際、住民組織と市行政の関係、自治会・町内会の機能 |
| 講 義 | 自治委員制度、校区公民館の組織と活動(市行政担当者) |
| 討 議 | これからの住民自治、住民自治に私の一言 |
| 参加者(55年) 総数21名 平均出席13名 | |
| 56年の内容 | |
| 視 察 研 修 | 西国分校区公民館をたずねて |
| 講 義 | これからの住民自治(大学教授) 社協・衛連の実情(団体事務局) 住民組織と行政の関係(市行政担当者) |
| 討 議 | 住民自治はどうあるべきか(学習者による事例報告) |
| 参加者(56年) 総数55名 平均出席22名 | |

4. 第2期講座の特徴

(1) 学習方法

学級と違い、課題をしぼった講座方式である。学習参加者は実践活動者も多いため、時間、期間は半年間10回程度で隔週毎に開催した。講演は問題の基本的整理の意味で大学教授を呼んだが努めて少なくし、多くは、地元講師を選んだ。郷土史家、市行政担当者、地元の研究者、地域活動や社会運動、研究団体等に要請し、彼等の実践・研究発表の場としても活用してもらった。加えて、学習者自身の調査研究・体験の報告と相互討論を重視した。開講日にはアンケートをとり、最終日には全員の3分スピーチをやった。現地視察、野外見学も数多く取り入れ、実際に地域を身体で確かめあってきた。

(2) 広報と資料作成

講座チラシを2000枚程印刷、公共施設や各団体、利用グループ等に配付した。講座の各回毎に関連資料を各方面にあたってさがし出して提供した。終了後には、討議の部分等を中心にした20ページ程度の報告集を作成している。講座が数年間継続性をもったテーマを追いかけているので、報告集は次年度参加者にとってはかっこうの学習資料となるし、行政や関連機関・団体に配付して活動の参考資料としても供している。行政にとっては市民の声を聞く機会にもなっているようである。参加者は全市民からすればわずかにすぎないが、チラシや報告集を通じて多くの市民に問題提起する広報活動も公民館の教育活動の一環であるとの立場で資金を投入している。

(3) 学習者

「住民自治講座」は町内会役員などが多いが、他の事例を聞いて自分の活動と比較研究できる、これから地域で活動していく参考になったという参加者が多い。ただ学習だけでは解決にならないので地域で実践しなければならない。「久留米をみつめよう」では自然保護団体と文化財研究者な

どが、自分の専門以外の人々と交流し、共通課題を発見するきっかけにもなりえている。参加者の多くは自分の住んでいる地域を改めて見つめ直していきたいといっている。子供からお年寄りまで幅広い層が参加している。

(4) 公民館主事の役割

主事は、今住民にとって何が問題であるかを把握し、その問題に関する資料を収集し、専門家を掘り起し、協力体制をとりつけていかなければならないと考える。雑誌でいえばまさに編集者とでもいえる立場であろう、課題を軸に、資料と講師・専門家と学習参加者との結び目の役割があるのではないだろうか。

5. 第3期への展望（57年～）

ー地域に根ざした公民館活動をめざしてー

これまでは全市民にまたがる課題を全市民対象に実施してきた。そのため、一般論にとどまりがちで、地域に戻って日常の生活に根をはった実践活動につなげていくには至らなかった。そうするためには、公民館の原則である地域性に立脚した教育事業を展開していくべきであろう。地域の人々を中央に集めるだけでなく、中央公民館が地域に出かけていく必要がありはしないだろうか。地区公民館がない現状では、いわゆる移動公民館の性格をもたせて事業を展開してみたい。

(1) 57年度「久留米をみつめよう」

課題の対象地域を市の東部新市街区にしぼり、開発が地域の環境や農業、住民の生活に及ぼす影響を歴史的にさぐっていく。場所も当該地区の校区公民館等で開催することにしていく。今後、毎年対象地区を移していく予定である。

(2) 57年度「住民自治講座」

3回シリーズ程度の講座にした上で、4地区程度で開催する予定である。校区公民館活動や町内会活動などのあり方について住民の相互学習を中心にしていくつもりである。

第4分科会

(事業活動・町村)

- 討議の視点
- 住民の学習要求に応える事業の在り方
 - 事業の推進と職員の専門性
 - 広報活動の在り方

| | | | |
|-------|-----------------|-----|----|
| 助言者 | 元福岡県教育委員会社会教育主事 | 波左間 | 圭造 |
| 司会者 | 県教育庁築上出張所社会教育係長 | 奥畑 | 征治 |
| 記録者 | 北九州市若松中央公民館 | 三沢 | 信夫 |
| 会場責任者 | 北九州市若松中央公民館係長 | 松本 | 清 |

大木町の社会教育・公民館事業について

大木町教育委員会社会教育係長 田中千佳樹

1. 大木町の概要

福岡県の南部に位置する本町は昭和30年町政を施行、現在人口13,100人、世帯数3,000戸となっている。町域は、山林原野がない平坦な地帯で、面積18Km²のうち耕地面積が6.6%を占め、クレークが縦横に走っている。

町経済は、米、麦、イ草、イチゴを中心とした農業の町であるが、近年大川市の東に位置するため、木工業の進出が目ざましく、兼業農家が多く、共働き家庭が増加している。

福岡市、久留米市等への通勤者が多く、数年前から住宅地として見直され、県営住宅をはじめ、不動産会社による分譲住宅が数多く進出し、ベッドタウンとしての町の発展が考えられる。

町は、将来像として

- (1) 住みたくなる町(水と緑の生活環境)
 - (2) 魅力ある農業の町(近代農業の推進)
 - (3) 健康で明るい町(安心して暮らせる町)
 - (4) うるおいと文化の町(文化と香り高い町)
 - (5) 住民がつくる町
- を5つの柱として設定している。

2. 社会教育の概要

(1) 昭和57年度社会教育基本方針

社会情勢の変革の中で、健康で明るい生活、町づくりのため、生涯教育の観点に立って、施設、設備の条件をととのえ生活の変化に対応できる、学習活動の推進に力を注ぎ、創造力と豊かな情操を養い、心身共に健全な住民の育成をはかりすべての地域住民が「いつでも、どこでも」学べる社会教育体制の確立に努める。

(2) 目標

- ① 指導行政、地区公民館活動の充実をはじめ、指導者の養成、施設、設備の充実をはかる。
- ② 社会教育関係団体の育成と団体における学習活動の推進。
- ③ 基本的人権を尊重する人づくり、町づくりのための「社会同和」教育及び啓発活動の推進。
- ④ 町民の健康と体力づくりを促し、積極的に体育、スポーツ活動に取り組むための社会体育の振興。
- ⑤ 青少年健全育成をはかり、住民一体となった健全な町づくりの推進。
- ⑥ 町民に対する啓蒙、教宣活動を充実させ

る広報活動の拡充。

(3) 予 算 (昭 和 5 7 年 度)

| | | |
|----------------------|---------------|---------------|
| 社会教育関係予算 | 2 6, 1 3 6 千円 | |
| 内訳 | 社会教育総務費 | 1 5, 3 1 7 千円 |
| | 公 民 館 費 | 5, 4 6 6 千円 |
| | 青少年育成費 | 6 2 0 千円 |
| | 文化財保護費 | 6 4 4 千円 |
| | 保 健 体 育 費 | 4, 0 8 9 千円 |
| 一般会計に占める予算の割合 1. 1 % | | |

(4) 公民館の施設

就業改善センター (全館使用)

鉄筋コンクリート 2 階建

建築面積 1, 1 2 8. 4 8 m²

(6) 昭和 5 7 年度社会教育・公民館事業

学級・講座開設状況 (予定を含む)

| | |
|-----------------|-------------------|
| 婦 人 学 級 | 中央婦人学級 1 地域婦人学級 2 |
| 高 令 者 学 級 | 地域高令者学級 2 |
| 家 庭 教 育 学 級 | 幼児家庭教育学級 2 地域学級 2 |
| 青 年 教 室 | 中 央 1 教 室 |
| 婦 人 健 康 教 室 | 中 央 1 教 室 |
| 栄 養 教 室 | 校区毎に開設 3 教室 |
| 公 民 館 講 座 | 成 人 講 座 婦 人 講 座 |
| P. T. A. 地域活動事業 | P・T・A を対象 |
| 明日の親のための学級 | 中 央 1 学 級 |
| 社会同和教育講座 | 企業主：町職員等を対象 |

◎ 公民館趣味、サークル講座

- ① 書道 ② ペン習字 ③ 手まり ④ アートフラワー ⑤ 着つけ ⑥ 詩吟
⑦ 盆栽 ⑧ 俳句

3. 公民館講座の開設と問題点

昭和 5 6 年度農業問題講座を開設して

……これからの農業はどうする……

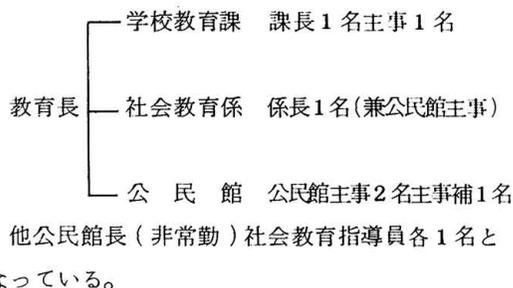
開設に至った経過

(1) 土地改良事業が計画され、農家の中に問題点が指摘されていた。

(2) 米の過剰を理由としての減反、転作等により、

(大集会室 1. 資料室 1. 研究室 3.
和室 2. 実習室 1. 保育室 1. 図書室 1.)

(5) 職員構成と組織



農家の農政に対する不安感。

(3) 町政において、基幹産業の農業に対する取り組む方向が検討されていた。

(4) 5 5 年度に三瀨郡、大川市の成人を対象として、大木町で成人講座が開設され、参加者の中から、講座開設が要望された。

(5) 農業後継者等のグループにより、小規模な学習会が行なわれていた。

(6) 農協青年部を中心に、公民館より働きかけ講座を開設した。

(7) 開設期間 56年10月～57年3月

(8) 開設時間 午後7時30分～午後10時

(9) 参加者 61名 男59名 女2名

(10) 募集方法 募集要項を地区公民館長を通して全戸配布 公民館報

(11) 講座内容

| 回数 | 月日 | 学 習 内 容 | 方 法 | 時 間 | 講 師 名 |
|----|---------------|-------------------|----------------|-----|---------------------|
| 1 | 10 ・ 22 | 日本農業の現状と課題 | 講 議 | 2 | 九大農学部助教授 梅 木 利 己 |
| 2 | 11 ・ 10 | 第二次臨調答申が目ざす農業の方向は | 講 議 話 し 合 い | 3 | 福岡県学習協理事 天 野 順 二 |
| 3 | 12 ・ 16 | これからの土地改良事業 | 講 議 話 し 合 い | 2 | 九大農学部助教授 上 野 重 義 |
| 4 | 1 ・ 19 | 南筑平野の溝渠はなぜ高密度か | 講 議 | 3 | 柳川市郷土史家 甲 木 清 |
| 5 | 2 ・ 10 | イ草の将来と畳表の需要の動向 | 講 議 | 2 | 福岡大学教授 阿 部 真 也 |
| 6 | 2 ・ 23 | 農協運動の実践とこれからの農協 | 講 議 話 し 合 い | 3 | 大木町農協組合長 田 中 勲 |
| 7 | 3 ・ 5 | 日本の食糧政策と農業 | 講 議 | 2 | 九大農学部助教授 梅 木 利 己 |
| 8 | 3 ・ 24 | 水田利用再編と地域農業振興 | 講 議 | 2 | 佐賀大農学部教授 伊 藤 勇 夫 |

(12) 問 題 点

① 夜間講座で、平日のため時間に制約され講義が中心となった。

② 交通の便を考えた講師の選定

③ 講座内容を多様化したため、充分に問題点を深く討議することが出来なかった。

④ 農繁期が年中化しているため特定の農産物を作っている人が一定期間参加されない。

⑤ 施設の閉館時間が10時までであり時間延長が要望された。

⑥ 一つの学習内容を3回ぐらい続けて、学習内容を深めることが指摘された。

⑦ 映画等を取り入れた学習にすべきだ。

⑧ 事前に資料等を作成して配付すること。

4. 住民が参加する館報発行を目ざして

(1) 大木町では現在「議会広報」「広報おおき」「公民館報大木」の三つの広報紙が発行されている。「議会広報」昭和55年の12月より発行現在第6号となっている。

「広報おおき」は昭和56年4月1日より毎月発行となり、今年6月号で15号を発行している。

(企画課担当)

「公民館報大木」は毎月1日発行で、毎号6ページ、3,150部、地区公民館長を通して全戸配付している。

公民館報の予算 昭和57年度100万円。

(2) 編集体制

公民館長が編集責任者で、4名の編集委員を委嘱している。編集委員の構成は、男(60代・

30代・20代・各1名)女(40代・20代各1名)である。月初めに翌月の編集方針を討議、役割分担を決定、中旬に割り付け、掲載内容を討議する。

その他、公民館職員も編集委員会に参加している。

編集委員の手当、年額22000円。

(3) 公民館報編集方針

① 町民に親しめる紙面づくりをモットーに、多くの町民が紙面に登場するように心がける。

② 館報を、届ける社会教育の役割を持たせるため、社会教育の啓蒙を学習の場となるよう努める。

③ 町政に対する意見等、町民の声を多く取り上げ、押しつけ的な館報にならないよう配慮する。

④ 公民館事業、行事の内容や結果を広く町民に知らせる役割と各種団体、グループの活動を紹介する。

(4) 6月号の紙面

P1 写真、P2～3 父親座談会、P4 大木町の遺跡の紹介と探訪記、P5 私の夢(小学生)、文芸欄、親子ゲーム、食生活と健康、等
P6 公民館ニュース、お知らせコーナー。

(5) 広報紙に対する町民の声

アンケート調査結果より

調査期間 57年2月 調査員 各区長に依頼
調査対象 満20才以上の男女を選挙人名簿より無作為抽出により460名。

回収枚数270枚 回収率(58.7%)

アンケート調査内容

問1 あなたは現在、町から発行されている「広報おおき」「館報大木」「議会広報」をどのように読まれていますか。

| 問 | 内 容 | 広報 | 館報 | 議会 |
|---|-------------|-----|-----|-----|
| ① | 毎号よく読んでいる | 28% | 35% | 25% |
| ② | ほとんど読んでいる | 35 | 40 | 30 |
| ③ | まあまあ読んでいる | 15 | 12 | 11 |
| ④ | あまり読んだことがない | 13 | 8 | 25 |
| ⑤ | 全然読んだことがない | 9 | 5 | 9 |

問2、問1で④、⑤に回答された方だけにおたずねします。その理由はなんでしょう。

| 設 問 内 容 | | 広報 | 館報 | 議会 |
|---------|---------------|----|----|----|
| ① | 読むひまがないから | 4% | 9% | 3% |
| ② | 読む気がしない | 13 | 14 | 12 |
| ③ | つまらないから | 46 | 42 | 44 |
| ④ | ためにならない | 30 | 28 | 31 |
| ⑤ | 発行されている事を知らない | 7 | 5 | 6 |
| ⑥ | そ の 他 | 0 | 2 | 4 |

問3 ①、②、③に回答されている方だけにおたずねします。その理由はなんでしょう。

| 設 問 内 容 | | 広報 | 館報 | 議会 |
|---------|---------------|-----|-----|----|
| ① | ためになる事が載っている | 12% | 26% | 4% |
| ② | お知らせを中心に読んでいる | 30 | 19 | 1 |
| ③ | 町の話題を中心に読んでいる | 21 | 35 | 3 |
| ④ | 町の行政に関心があるから | 12 | 5 | 58 |
| ⑤ | ただなんとなく読んでいる | 18 | 14 | 30 |
| ⑥ | そ の 他 | 7 | 1 | 4 |

広報アンケート(館報分のみ)

20代男

生活に密着した記事がほしい。
良くできている。

20代女

館報と広報の違いが分らない。
行政に対する町民の意見をのせてほしい。

30代男

漫画、カットなど町民から募集すること。
「若者広場」などほしい。

分館の活動にスポットをあてよ。

40代男

町内の先覚者や遺跡の記事がほしい。
歩いて書け、一日記者なども取り上げる。
同じ人ばかりのせるな。

40代女

オアシス運動をもっと広げてほしい。
「私を語る」作文を募集したら？
健康と食生活の記事がほしい。

50代男

住み良い環境、明るい町づくりの活動、地区の活動紹介を。

分館長に対する指導徹底を望む。

50代女

家庭欄の充実を、老人、熟年、青年等女性の社会教育、愛郷心を育ててほしい。史蹟の記事などで。

5. 終りに

大木町の社会教育、公民館活動は、地域住民の学習活動を十分に保障する役割を果していない。限られた予算、施設、人員の中で、これを最大限に生かす事が求められている。住民が行政や地域の状況を正しく見つめる目と行動する人間を育て、自己の変革を常に学習するための社会教育公民館活動を目ざすことが大切であると思われる。

臨調答申が、公民館の委託、民営化を打ち出している現状を正しく把握し、住民と共に歩む社会教育、公民館事業を推進し、公教育として学習権の保障を確立する立場で、これからの事業を推進する必要がある。

創造性を高めるコミュニティづくりと自治意識の確立

～新しい時代における人間の生き方～

大平村中央公民館主事 奥野勝利

1. はじめに

大平村は県の最東部に位置し面積48.68平方キロ、二つの大きな谷、それに一つの帯状で扇形の地形からなり75%が山林の純農山村であるが、昭和30年頃から第一種兼業農家は、年々減少し逆に第二種兼業農家が増加の一途をたどり、丁度当時の逆比率になりつつある。この事は、社会教育の変貌を求められる大きな要因と思われ又、テーマを選択した理由もここにある。以下は村の概要です。

| | |
|---------|---------|
| (1)① 人口 | 4,970名 |
| ② 世帯 | 1,378世帯 |
| ③ 総農家数 | 1,034戸 |

専業農家 178戸

兼業農家 856戸

内第一種171戸、第二種685戸

(2) 社会教育施設

① 中央公民館(1)と公立公民館(8)

② 公民館類似施設(3)

③ 運動広場(1)(県立)

④ 青少年野営訓練所(1)(県立)

(3) 公民館運営審議会(1) 13名

社会教育委員 5名

(4) 社会教育関係団体

① 子ども会358名(31単位子ども会)

② 婦人会1,010名(15支部)

- ㊦ 青年団60名(7支部)
- ㊧ スポーツ少年団33名(1団)
- ㊨ 郷土史会110名
- ㊩ 体育協会(全村民)
- ㊪ ゲートボール部250名(10支部20チーム)
- ㊫ ソフトボール部380名(19支部19チーム)
- ㊬ ふるさと文化祭実行委員会40名

2. 公民館事業

(住民参加の社会教育、届ける社会教育)

「住民自らが行う社会教育」の場としての中央公民館、地区館であるために並列形の基本に立ち、旧条例分館から地区館と条例改正し地区館の充実発展に努めた。

内容的に変った点

- ㊭ 社会教育委員へ諮問→答申
- ㊮ 公民館運営審議会へ諮問→答申
- ㊯ 制限的な使用の公民館から→住民サービスの機能に視点を置く。
- ㊰ 地区館に運営委員の組織化
- ㊱ 地区館活動推進費の助成
- ㊲ 地域の共通課題の設定
- ㊳ ふるさと文化祭への取り組みへ
- ㊴ 施設別、サークル、学級等の開設

施設別、サークル、学級等の開設で、おわりの様に地区館は、やはり要求課題が始んどで、必要課題(教育課題)はわずかに三公民館のみの開催である。

しかし社会教育は、先ず学習要求の把握(生活要求からの出発)からはじまると思う。

人間を、いつも学習要求との関連でしかとらえていまいか?と言うことである。人間は、何も社会教育のために生きているのではないし、学習したいと思いつながり生きているのではない。その人間を対象に、いきなり「学習したいことは何か」と、きいてまわっても反応はない。人間は何よりも「生きている」のである。

そして、その生きる中で困ったこと、課題に出ているので、その困ったことが何とか解決しないかと思っているのである。われわれは、学びたいことをきくよりもまず、「生活の上で困っていること」をきくべきなのである。

生活要求ならばどんな人間もみんな持っている、学習要求をさぐるとは、生活要求を語らせる事であり、学習要求の根源たる生活課題との関連を明らかにすることである。

しかし社会教育の場合、それのみでよいのか?やはり学習要求と教育課題の調整が必要になってくる、教育課題(教育必要と呼ばれる)と対象者ないし学習者が求める学習要求(要求課題)との間には、ズレや対立が出るのは常識である。

教育課題としては、地域住民意識や住民性の育成を願っているのに、学習要求としてはレクだったという事は多い。

両者は、とすれば(1)矛盾的性格をもつものと考えられる。(2)本質的に異質のものと評価されやすい。が両者は、矛盾するものではないと思う。

教育課題というものは、学習者の諸行動(例えば経済的、政治的な活動や行動、その他の社会生活の状況)を評価して、その行動のよりよいあり方、是正を願っているものである。

例えば地域連帯行動を願って意識の変革を課題として持ち、設定しようとした場合、それは、学習者自身が学習要求として提示すべきなのであるし、社会教育は提示能力の育成をねらいとするものである。

教育課題は、根本的には、学習要求として主体化されるべきものである。しかし現実的には困難が多いが、プログラムの全体テーマや毎回の学習や活動のテーマは学習要求に従うこと。そのプログラムの展開の方向を徐々に教育課題のねらいの方向にもちこむということである。

プログラムの内容としては、学習要求を、その展開(学習過程)としては、教育課題の方向へと

いうことである。

例えば学習要求のレクを通じて住民性を育成していくことなのである。

以上のことから共通課題を設定した。

地域共通課題の設定

みんなで取り組む共通問題を決めよう!!

話し合いでみんなが充分理解する。

各社会教育団体が協力する。

共通課題

- 人間関係の改善と地域連帯
- 青少年の健全育成
- 住民の健康管理
- 生活環境の改善美化
- 資源愛護
- 地域文化の伝承と新文化の創造
- 地域社会の福祉

3. ふるさと文化祭

わが村では、今まで述べた事から各学級教室、サークル活動での学習の成果を発表する社会教育の集大成としてふるさと文化祭を下記のように企画実施した。

(1) 趣旨

村民自らが郷土の歴史や伝統文化に根ざしたよりよいものを継承し、新しい生活文化を創造するとともに、これらの発表を通して郷土の理解と住民相互の連帯を促し、明るい豊かな村づくりの発展をはかる。

(2) 文化祭の内容

① トークイン大平

各学級、サークル、社会教育団体等の代表者と、村執行部とで、大平村の将来について語りあう。フロアには、住民が傍聴者として参加する。

② 展示部門

華道、盆栽、陶芸、彫塑、手芸（編物、小物）、学園作品展、書画。

③ 文芸部門

俳句、短歌、史料館開館。

④ 生活部門

生活学校…塩分測定、食物繊維試食会
健康学級…貧血予防、料理の展示（試食）

婦人会 …石けんの展示（無リン）

あけぼの会…梅干の展示

⑤ 芸能部門

各種演芸

(3) ① 計画と広報

② 運営と管理

計画から管理、運営まですべて、実行委員会を組織し、それぞれのアイディアを生かした。その結果、各地区館で要求課題にとりくむ学習者が相互に発表し合うことから新しい文化が生み出されさらに住民相互の連帯感がわき親睦感が深まり結果として自主活動が盛り上がり、企画、実施、反省という一つのサイクルで役割意識に気づき、生き甲斐をそこにみい出し、生き生きとした活力ある住民に変わりつつある。

4. おわりに

今日、住民の生活意識は多様化し色々な生活欲求をもっている。これらの多様な欲求を地域社会が、どう自律的に調整し、合意し、民主的ルールで解決出来るか、今日の転換期にある地域社会の基礎である。

こうした住民の合意をもとに行政との話し合いによって問題を解決していく事が大切である。つまり住民自治の基本である。その中で住民と行政のパイプが結ばれるものと考える。

又、行政においては、行政の施策の円滑な運用、効率をあげるため、さらに今日の財政事情からも住民の積極的な参加と知恵が必要である。以上のことから我々一人一人の新しい生活態度と活力ある地域社会を創造していく事が新しい時代を切開く今日もっとも重要な問題と考える。

自治意識の確立

村がなにをしてくれるかを期待するまえに自分

たちでなにか村に貢献できるかを考えてみよう。

- ① 自分のまわりの事は、先ず自分で、
- ② 地域で可能なことは、地域で、
- ③ 地域で検討して無理なものは村で、

実践

- ① 一人ひとりが実行する。
- ② 家で実行する。
- ③ 地域で実行する。

第5分科会

(同 和 教 育)

| | | | | | |
|-------|-----------------------|---|---|---|---|
| 討議の視点 | ○公民館における同和教育の推進 | | | | |
| 助言者 | 県教育庁指導第二部同和教育課長 | 加 | 来 | 宣 | 幸 |
| 司会者 | 甘木市教育委員会社会教育課社会同和教育係長 | 倉 | 掛 | 正 | 則 |
| 記録者 | 北九州市前田公民館 | 山 | 本 | 悌 | 二 |
| 会場責任者 | 北九州市高見公民館長 | 森 | | 繁 | 夫 |

公民館における同和教育のとりくみ

～明るく住みたくなる町づくりをめざして～

福岡市今宿公民館長 原 口 義 美

1. はじめに

4. 公民館におけるとりくみの経過と現状

(1) 公民館事業(学級講座等)でのとりくみ

2. 地域の概況～今宿というところ～

(2) 地域指導者研修のとりくみ

(3) 地域ブロック別研修のとりくみ

3. 同和教育にとりくむうえでの考え方

(1) 地域の情況

5. 反省と今後の課題

(2) 行政施策の重点及び同和教育基本方針

(3) 公民館でとりくむ姿勢

6. おわりに

宮田町における住民啓発のとりくみ

宮田町教育委員会社会教育指導員 柿原 教己

1. 現状と問題

宮田町が「同和」教育のとりくみをはじめ既に10数年を経過する。この中で住民の「同和」問題に対する意識の変化も見られるけれども、一方においては炭坑閉山の瓜跡がいまなお残り深刻な住民問題となっている。また伝統的社会における誤った差別意識も根強く、「ねたみ」や「そねみ」からの新たな差別も現れ、住民啓発の一層の充実が迫られている。

こうしたなかで本町では1980年2月より差別事件が連続して発生し「同和」問題の根深さをいま更のように痛感している。いままで町民の「同和」問題の正しい理解と認識を育てるため、町内会単位の学習会や懇談会、各団体による研修会、町広報による啓発活動等を行ってきたけれどもとりくみの不十分さもあって、次に示すように町民の意識はまだまだの状況で、こうしたところに差別を生み出す問題が隠されている。

◎ 町民意識調査（S.54年度）抜粋

| | | |
|---|---------------------------------------|--------------------------|
| 1. あなたは部落差別のあることを知っていますか。 | ○知っている ○知らない | 78% 17% |
| 2. いまも部落差別があると 思いますか。 (差別があると答えた80%の内訳) | ○結婚について ○就職について ○教育について ○その他 | 66% 25% 13% 17% |
| 3. 「同和」問題が学校で教えられていることを知っていますか。 | ○知っている ○知らない | 61% 37% |

| | | |
|-----------------------------------|---------------|-----|
| 4. あなたは「同和」問題の学習会に参加しますか。 | ○参加した | 35% |
| | ○参加しない | 65% |
| 5. あなたは家庭で「同和」問題について話し合うことがありますか。 | ○よくある | 5% |
| | ○ときどきある | 43% |
| | ○まったくない | 47% |
| 6. 部落差別をなくすためあなたのとりにくみについて。 | ○自分の問題としてとりくむ | 38% |
| | ○関心がない | 45% |
| | ○無回答 | 7% |

※この調査は「同和」教育10年の総括を行ったが、その時点における意識調査の問題概要を示したものである。

この調査にあるように、差別のあることを知っているが80%、しかしその差別を自分達の問題としてなくするとりくみになると3分の1位の人になってくる。まさに多くの人達は知識としてだけの受け止めにしかなかったようである。部落差別の問題は、人間の存在を否定するものでありながら「自分とは関係がない」といったようになってきている。したがって「同和」問題は他人事として、学習会や懇談会の参加も少ない。また家庭での「同和」問題の話し合いも少なく、約50%は全くなされてない状況は関心の低さを物語っている。

更に、こうした問題状況から差別事件の背景や原因を考えると、ひとつは差別事件を起した人達は、部落差別に対する関心はなく、学習会や研修会にも参加してなく、全くと言っていい程

「同和」問題に対して無知であるということがあ
る。幼小の頃から家庭や近隣社会の誤った差別意
識の中にどっぷり浸って成長してきたため、ただ
知っているのは賤視的観念からくる差別的用語の
みといったことで、人間の尊さも、自分の行為が
なんでいけないか、なにが問題なのかが理解され
てないところから平気で差別的行為が繰り返され
るのではないだろうか。

2. 啓発活動と推進組織

(1) 宮田町差別を許さない明るい町づくり推進
委員会設置。

① 設置の目的

社会「同和」教育の体制の整備と町内会や社
会教育団体等における「同和」教育の推進、住民
啓発の促進を図るために設置する。

② 活動

- ① 社会「同和」教育行政推進のための研
究調査。
- ② 社会教育関係団体等の自主的活動の促
進。
- ③ 社会教育行政、機関、団体等における
連絡提携。

③ 推進委員会の構成

| | | | |
|--------|---|-----------|----|
| 町 長 | 1 | 婦人会 | 4 |
| 教育委員 | 5 | 老人クラブ | 3 |
| 社会教育委員 | 2 | 公民分館長会 | 3 |
| 人権擁護委員 | 1 | P T A 連合会 | 2 |
| 町同研 | 4 | | |
| 町内会長会 | 5 | 計 | 30 |

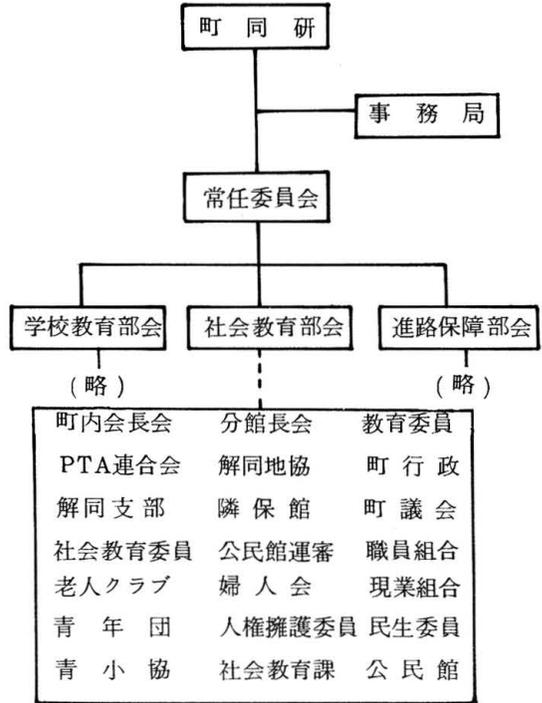
(2) 宮田町同和教育研究協議会

① 会の目的

本会は日本国憲法、教育基本法、宮田町同和
教育基本方針の精神に基づき差別の本質、実態を
認識し、そこから深く学び生活を高め、未来を保
障する教育を確立するため運動を深め広げること

を目的とする。

② 会の組織



3. 啓発活動の状況

(1) 町内会学習会

住民啓発の一環として、町内会単位、あるいは
小組合単位に地域住民のより一層の「同和」問題
に対する正しい理解と認識を深めるための学習と
して力を注いできた。学習会参加が少ないとい
うこともあって、より多くの人達の参集
を求める工夫とわかり易い内容の創造に努め、特
に参加者住民との対話を深める観点から、視聴覚
教材や資料を用意して話し合いを進め、部落差別
の解消に一步でも近づくように努力を続けている。

○ 昭和56年度町内会学習会実施要項

① 実施の趣旨

「同和」問題の解決は行政の責務であると同
時に国民的課題であるといわれて久しい。そして
この間かなりの広がりをみてきたが、それと裏腹
に差別事件、人権侵害の事実は増大している。

本町でも一面では「差別はしてない」また「差別はない」といわれるなかにも差別事件が連続して発生し、部落差別の根深さをまざまざとみせつけている。

わたしたちは、わたしたちの社会における最大の社会悪である部落差別を決して許してはならない。一日も早く部落差別を根絶することが当面する重要な課題である。

そのため本年度も、町民のみなさんと学習するため、町内会単位の学習会を実施するものである。

② 実施の時期

9月下旬より11月下旬までの間

③ 主催

宮田町、宮田町教育委員会、宮田町同和教育研究協議会

④ 学習の方法と進め方

(イ) 町内会全員を対象として実施する。

※大きい町内会は小単位で実施

(ロ) 学習スライド(生きる)と差別事象の問題を中心教材とし、柱を立て話し合い学習とする。

(ハ) その他意見交換

⑤ 学習内容

(イ) 差別はつくられた。差別は残された差別をなくするために。

- 差別事象の問題
- 部落差別の実態
- 小中学校の「同和」教育のとりくみ
- 同対審答申、特措法、狭山事件、地名総鑑等
- 前回の意見や質疑と意識調査の問題

⑥ 班編成と地域割

(イ) 行政、学校、解同支部で構成した10班編成。

(ロ) 町内会を単位とするが、できる限り小単位をめざす。

(ハ) 各班の地域担当は前年度と同じ。

⑦ 参加を多くするために

(イ) 町内会長に趣旨内容の説明、町内会全員参加を要請

(ロ) 各団体に対する趣旨徹底と協力要請(誘い合い参加をすすめる)

(ハ) 町広報車により呼びかけ

(ニ) 学校側より父兄に呼びかけ

(ホ) お知らせ板、町広報による周知

⑧ 推進体制

○ 行政一課長・課長補佐

○ 学校一校長・教頭・推進教員

○ 解同支部—4支部役員

をもって10班とし、進行、司会、問題提起、記録、映写を分担する。

⑨ 推進班事前研修

○ 第1回—前回の問題点と本年度の進め方について共通確認

○ 第2回—教材研究と班ごとの話し合い

○ 第3回—課題研修と全体討議

○ 班別研修—役割分担と演習

⑩ 司会者研修

(イ) 司会者の役割の確認

・視点ははっきりし基本からはずれぬように。

・意見が出しやすいムードづくり。

・意見を引き出すさそい水。

・話題の掘り起し。

・質問や意見の補足と整理。

(ロ) 司会者の心得について

・態度(ことば、話し方)はやわらかく、一方的に否定しない。

・話がそれないように、むつかしいことばはさける。

・司会者のことばは多くならぬように。

・1対1の話にならぬように。

・結論を急がぬように。

・残される問題の整理はキチンと。

以上、実施要項にそって事前の準備を行ない実施に当たってきた。

◎ 実施の状況

① 実施地区数—5 2 地区中 5 1 地区

② 参加者

| | |
|--------|-------------------|
| 男 605人 | } 1,335人 1地区当り26人 |
| 女 730人 | |

◎ 実施における問題点(主なもの)

- ① 学習参加者をどうふやすか。
- ② 学習のマンネリ化ということ。
- ③ 推進者の力量の問題。
- ④ 参加しない人の啓発の問題。

◎ 「同和」問題町内会学習会における質問、意見。

(2) 婦人団体における状況

① 運営委員研修(各支部長)

毎月行なわれる運営委員会に4回の課題設定の下に実施する。

○学習課題

① 差別事件について
—これが背景と問題—

② 婦人と身近な人権

③ 家庭と「同和」問題

④ 部落差別をなくそう

② リーダー研修(班長・組長以上)

・学習課題—婦人と「同和」問題

・参加者—約350名

③ 解同支部婦人部との交流学習

・相互に問題を出し合い交流を行う

④ 単位婦人会学習会(支部)

・支部の常会、諸会合を活用してとりくむ

⑤ その他の参加研修

・町同研究大会、県研究大会、町内会全学習会等

(3) 光陵中学校のとりくみの状況

具体的活動

① 「同和」問題を正しく認識する。

親が生徒から「同和」問題を聞かれたとき、

きちんと答えられるように、部落歴史、差別の実態について理解を深めなければならない。

② 学校の「同和」教育を正しく理解する。

わが子が学校で学んでいる内容について(いつ、どこで、誰が、何んのために、そして今、どうなっている。)自分たちの学校、学年、学級の生活がどうなっているかを理解する。

③ 学校、家庭、地域における差別の実態と解決の方法を理解する。

部落差別をはじめ一切の差別をなくするために学校、家庭、社会でどんなことをすればよいか、誰が何をすればよいか確かめる。

④ 部落解放運動と部落差別の現実に深く学び、生徒の親としてよき理解者になる。

「同和」教育推進委員会の設置

① 学校「同和」教育の理解を深める。

・部落問題学習については、社会科など教科学習の内容を理解する。

・「同和」教育教材「にんげん」の学習(夏休み期間中読んで感想文提出)

・学校の「同和」教育推進委員会と協力をしていく。

・各種研究大会、研修会に積極的に参加をしていく。

② 社会同和教育関係団体としての実践計画の見直しと検討。(各分会の理事を中心に協議、検討)

③ 指導者の育成(各理事及び学年委員会代表)

・社会同和教育教材映画の上映とフォーラム(差別と人権の歴史)

・定例学習会(みんなのねがい)

・「同和」地区解放学級への参加

・「同和」地区人びととの交流会

(3) 校区内各分会(9学友区)「同和」教育懇談会実施。

① 目的、正しい「同和」問題の理解

② 期日、方法、1回3班編成、3回実施。

(4) 提起された問題点

① 授業参観は多いが、「同和」教育研修になると参加が少ない。

② P T Aの学級集会の中に、「同和」教育を正しく位置づけするまでに全教師のとりくみが進んでない。

③ 「同和」教育は推進員まかせのところがあり教師の理解が少ない。

④ 「同和」問題を知識として知っている。部落差別に怒りを感じて、みずからの課題としてとりくむまでにいたってない。

(4) 広報等資料による啓発

① 全住民対象

○ 「みんなのねがい」1～6号

○ 「町広報」

○ 「同研だより」

② 推進者

「同和」教育推進の手引

④ その他

老人クラブ、婦人会の機関紙による

4. 今後の問題と課題

(1) 問題

「同和」対策事業特別措置法も本年3月末日をもって13年の終期をむかえ、4月1日より新たに「地域改善対策特別措置法」が制定施行された。特別措置法13年の総括反省を行う中で、環境改善等の諸事業は一定の成果がみられるものの、部落の完全解放にとって最も重要な課題である労働、教育、人権の問題が未解決のままに残されており、また町民の「同和」問題に対する認識も学習会等の参加、意識調査、差別事件の諸状況を考察するときまだまだ不十分の実態にある。

したがって、部落解放に極めて重要な役割を担う社会教育及び公民館がこの現実を直視し、今までのとりくみに厳しい「メス」を入れきめ細かな

社会教育、公民館活動の実践展開を英知を結集して進めることが果せられた責務であろう。

(2) これからの課題ととりくみ

① 過去13年の社会「同和」教育を洗い直し、新法の制定施行と共に部落解放の教育の長期計画の策定を行い計画実施をしていく。

② 差別を許さない明るい町づくり推進委員会、町同研社会教育部会のととりくみを積極的に行い、新法問題も合せ人権啓発の充実を図っていく。

③ 各社会教育団体、機関の「同和」問題の認識を深める自主的研修活動の促進と、地域における学習の組織的、継続的とりくみを強める。

④ 企業・職域などの研修活動を一層進めるため、各機関及び企業・職域の連携を緊密にしていく。

⑤ 学習、研修等に参加しない人々への啓発のため広報車による教宣と啓発資料の発行を充実していく。

⑥ 公民館、その他社会教育施設利用の各種学習講座等に「同和」問題に関する学習位置づけを積極的に提起していく。

⑦ 「同和」地区の解放学級及びその他の学習の促進充実と歴史と文化を掘り起すとり組をする。

第 6 分科会

(自治公民館・都市)

- 討議の視点
- 地域づくりをめざす自治公民館の在り方
 - 地域における自治公民館の役割と機能

| | | |
|-------|----------------|---------|
| 助言者 | 北九州市熊谷公民館長 | 林 克 馬 |
| 司会者 | 八女市教育委員会社会教育課長 | 松 延 繁 太 |
| 記録者 | 北九州市木屋瀬公民館 | 小 島 与 壮 |
| 会場責任者 | 北九州市八幡西中央公民館係長 | 中 村 靖 直 |

市立公民館と緊密に連携して事業を 推進する自治公民館

北九州市若松区公民館連合会長 中 野 圓 二 郎

1. はじめに

北九州市若松区における公民館活動の特徴としては市立公民館が僅か2館で、自治公民館が42館あります。しかも自治会長の公民館長兼務が大部分を占めております。

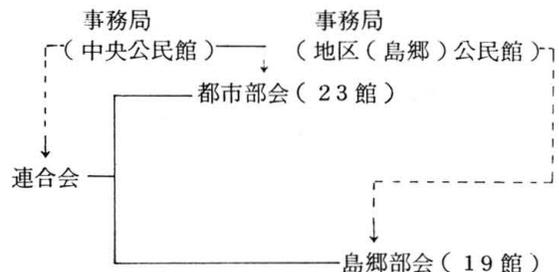
したがって、公民館活動は当然のことながら自治会活動と密接に関係しており地域住民の声は自治会の各委員を通じて知ることが多いといえます。

また、各公民館事業についてより専門的視野を広めるためと、共通問題の効率的解決、情報交換の場として公民館連合会を組織しております。

1館の受持つ人口 125人～16,560人

(3) 連合会の組織

① 組織



2. 若松区の地理的概況

北九州市の北西部に位置し、面積約 58.8 Km²、世帯数約 27,000、人口約 87,000、人口密度 Km² 当たり 1,482 人となっております。

② 運営

連合会 (役員会、総会)

部 会 (館長会、役員会、総会)

3. 市立公民館と自治公民館

及び連合会との関係

(1) 市立公民館の数

中央公民館 1、地区 (島郷) 公民館 1

(2) 自治公民館の数及び 1 館の受持つ人口総数

総数 42 館

4. 単位自治公民館の組織 (1例)

(1) 館 長 — 自治会長

副館長 — 自治会副会長

主 事 — 自治会文化部長

事務局 — 自治会事務局

(2) 運営委員会

運営委員長 — 館 長

運営副委員長一副館長

運 営 委 員—自治会相談役、自治会総務部長、自治会防犯部長、自治会青少年部長、自治会衛生部長、自治会工務部長、自治会文化部長、自治会婦人部長、体育指導員、体育委員

5. 自治公民館の利用と活動内容

(1) 利用状況

公民館運営委員会、自治委員会、育成委員会、防犯委員会、婦人委員会、防火協会委員会、衛生委員会、組の常会、老人会等のほか自治会役員、公民館役員が召集する諸会議ほか。

(2) 各種講座、研修会

書道、料理、珠算、着付、華道、茶道、手芸、民謡、民踊、生活課題（電気・食品その他）、育苗（農村地区）、同和問題研修、季節そ菜研修（農村地区）ほか。

(3) 主な事業（行事）

親子ハイキング（青年団体、PTA共催）
校区大運動会（4館合同）
区民歩こう会、文化祭、文化作品展、相撲大会（農村部公民館地区における青少年対象）、盆踊り大会ほか。

(4) 連合会、市立中央公民館の共同推進事業

1. 北九州市民憲章の唱和・実践（別紙）
2. 同和問題研修の推進
3. 青少年健全育成に対する各館共同対策への取り組み
4. 婦人学級（婦人の教養向上—継続学習ほか）の推進。
5. 各公民館の歴史、郷土文化史の編纂
6. 人間関係をよくする運動の推進

（例）お早ようございます（明るい心）

ハイ （すなおな心）

すみません （反省の心）

ありがとう （感謝の心）

おかげさまで（謙虚な心）

7. 若松区公民館研修大会の実施

昭和57年2月7日実施の第17回若松区公民館研修大会の大会趣旨

「若松区の自治公民館は42館を数え、これまで明るい町づくりや住みよい地域づくりはもちろん、地域住民の集いの場、学習の場、研修の場として多くの成果を上げてまいりました。

しかしながら、急激に社会構造が変化する現代において、地域住民の幅広く、かつ高度な要求に応えるためには、私達指導者の公民館活動における知識や技術の習得が必要ではないかと思われま

す。
ご承知のとおり、自治公民館は、地域住民の生活づくりや共通の問題を解決するための拠点として、住民総意に基づく、活動の場、研修の場でなければなりません。

また、近年特に『人間尊重と生涯教育』が見なおされてまいりましたが、住民個人個人の創造性をはじめ、明るい地域社会づくりの向上をめざす公民館活動こそ重要な課題ではないかと考えます。

ここに、研修大会を開催し、研修を通して指導者の資質を高め、これからの自治公民館の発展に寄与する。」

（最近開催の大会内容）

- 公民館活動の功労者に対する表彰
- 事例発表（新しいふるさとづくり）
- コミュニティシンポジウム参加報告と意見発表（参加者代表）
- 第29回福岡県公民館大会参加報告と意見発表
- 第32回九州地区公民館研究大会参加報告と意見発表（参加者代表）
- 第4回全国公民館研究集会参加報告と意見発表（参加者代表）
- 講演（時事問題、講師西日本新聞社解説委員長 益田憲吉氏）

6. 単位自治公民館の予算書の概要

(約1,300世帯の例)

◎収入の部(約1,900,000円)

(1) 助成金収入

自治会助成金、市助成金

(2) 事業収入

公民館使用料その他

(3) 雑収入

預金利子、器具使用料、香典返し等

(4) 繰越金収入

◎支出の部(約1,900,000円)

(1) 事業費

体育費、文化部費、各種研修参加費、盆踊り

大会費、青少年部費、婦人部費ほか。

(2) 事務・管理費

事務費、施設管理費、雑費、予備費その他

7. 今後の課題

○青少年の健全育成への対応

○青少年の非行防止への対応

○交通事故防止への対応

○粗暴・めいわく交通追放への対応

○障害者問題に対する取りくみ

○1人暮らし老人に対する取りくみ

○生涯教育への対応

○マイコンとの取りくみ

(参 考)

各自治公民館で唱和、実践を推進している

—— 北 九 州 市 民 憲 章 ——

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

きまりを守り 安全なまちにします

人を大切に し ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくります

学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

上境区公民館の現況と活動について

直方市上境区公民館長 森 伊佐男

1. 上境地域の概況

当地区は直方市の東部に位し、福地山系の福地川が英彦山川に添って流れ、旧筑前の区と豊前の国（田川郡赤池町）に隣接し国境となっている。大正15年11月1日直方市（当時直方町）に合併した旧福地村の6集落のうちの1集落で村役場があり、村の中心地で、また遺跡、古墳、古跡、伝説、古事が豊富な村里である。

直方市の農業振興地区で現在当地区の水田の $\frac{1}{2}$

※年齢別人口調（昭和56年12月31日現在）

| 年齢 | 男 | 女 | 計 | 年齢 | 男 | 女 | 計 | 年齢 | 男 | 女 | 計 |
|-------|----|----|-----|-------|----|----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 0～9 | 88 | 80 | 168 | 40～49 | 81 | 89 | 170 | 80～89 | 10 | 25 | 35 |
| 10～19 | 77 | 78 | 155 | 50～59 | 87 | 96 | 183 | 90～ | 1 | | 1 |
| 20～29 | 64 | 80 | 144 | 60～69 | 37 | 60 | 97 | ～ | | | |
| 30～39 | 92 | 95 | 187 | 70～79 | 23 | 40 | 63 | 計 | 560 | 643 | 1,203 |

に当る47町歩に対し県営ほ場整備事業（工事費の12.5%受益者負担）と農村基盤総合整備事業が施行されており、戸数303戸、うち農業戸数101戸（専業農家12戸）、人口1,203人で自家農業従事者156名、勤務者453人、通学生279人、無職（家事手伝を含む）315人であり、年齢構成も30歳台が1位、50歳台が2位で活力に溢れている。

2. 上境区公民館の概況

昭和27年8月16日直方市で第4番目に地域公民館（当時分館）として旧福地村の村会議事堂（当時区公会堂）を公民館として発館式をあげ、公民館長が区長を兼務することで発足、現館長は15代目である。

旧館が大正12年に建設された老朽建物で使用が危険となったので昭和51年7月17日に公民館建設委員会（委員36名、委員長は館長）を設置した。昭和52年5月15日に旧建物を解体して同年11月20日に公民館創立25周年記念事業として盛大に新築落成式をあげ、本年はまた公民館創立30周年と新公民館建設5周年を迎えたので、本年度に記念行事と記念式典をあげることにしている。

3. 新公民館建物の概況

- (1) 起工 昭和52年7月18日
竣工 昭和52年11月10日
- (2) 敷地 462.4㎡（区有地）
- (3) 建築工事設計及び工事管理者
直方市建設部建築課に委託
- (4) 本館 鉄骨2階建241.9㎡
屋根0.6%オリエンタルメタルSPM
1階151.1㎡ ホール、ステージ、
事務室、調理室、男女便所
2階 90.8㎡ 和室27.5畳（中間
アコーディオンカーテン間仕切）
湯沸場、物置、便所、陳列室、
バルコニー
- (5) 別館（既存建物補修）47.9㎡管理人室畳
6畳・4畳の2間、炊事場、風呂、便所

(6) 公民館広場 461.3㎡ 駐車場、子供広場として私有地を借用していたが、昭和56年2月25日に市の児童遊園地として市が買上げ公民館が借用している。

(7) 総工費 2773万円

- ① 旧館及び附属建物4棟95坪解体工事費 77万円
 - ② 本館工事費 1,960万円
 - ③ 附帯工事費(屋外排水、フェンス、植樹、駐車場) 328万円
 - ④ 調度、備品什器、放送その他諸設備費 318万円
 - ⑤ 運営費(不動産鑑定料、登記料、上棟、落成式費等) 90万円
- 2,365万円

(8) 財源 3,313万円

- ① 区有林売却処分費 2,244万円
(93,916㎡ ㎡当239円)
(28,410坪 坪当790円)
- ※国土利用計画法にもとづいて昭和52年8月6日福岡県知事承認の土地売買価格)、昭和22年5月3日公布政令第15号による直方市帰属処理。
- ② 市・県助成金 90万円
 - ③ 積立金 105万円
 - ④ 募金(寄附行為) 874万円
 - ⑤ 残金(公民館基本財産積立) 540万円

4. 現在公民館の機構組織

(1) 役職員 6名(館長1、主事1、事務局長1、書記(記録)1、公民館防火管理者1、管理人1)

(2) 執行委員会 各隣組長(20名)公民館4役、毎月15日に定例会議、議長は館長とする。

(3) 運営審議委員会 7団体代表者8名、学識経験者8名計16名。委員長は、各委員の互選に

よる。委員任期2年。

(4) 体育委員会 昭和54年5月13日設置。委員20名、任期2年。区民体育大会、各団体の体育行事の指導・調整。地域河川敷運動場、社会会館(市設ミニ体育館)の利用計画、団体選出10名、隣組長3名、学識経験者3名、公民館4名、委員長は委員の互選による。

(5) 公害防止対策委員会 昭和48年10月22日設置、委員30名、任期3年、企業等の排水等公害防止。一般公害(農業用水路汚染等)対策。昭和49年3月31日九州ペークライト工業㈱と委員会とで公害防止協定締結(公正証書)協定書13条よりなる。

委員…各隣組選出20名、学識経験者3名、農事関係4名、公民館3名、委員長は館長とする。

(6) 災害対策本部設置委員会 昭和54年7月3日設置。昭和54年6月30日福地川氾濫による水害経験と毎年(6月~7月)常時出水対策のため設置。

消防団、産業部(農家)隣組長、公民館役職員、婦人会、青壮年部で構成。(総務委、救急救助、炊出、被害調査の4部門)。本部長は火災時は消防団長、火災以外は館長とする。

(7) 福地神社(旧福地村社)氏子総代会(昭和41年敬神会解散改組)

春、秋の大祭、戸別抜(毎年11月)、その他神社行事。各隣組選出20名(任期4年)。各隣組長(任期1年)。宮司、公民館3役、計44名。会長は4年委員の互選による。運営経費として各戸年間1,500円徴収。45万円で運営。

5. 各種団体（公民館協力団体）

（収支額は昭和56年度実績）

| 団体名 | 設立年月日 | 会（部）員数 | 公民館より 助成金 | 収入額 | 支出額 |
|----------|------------|--------------------------|------------------|-----------|-----------|
| 福寿会（老人会） | 30. 4. 11 | 60歳以上 男27、女78計105名 | 3万円 | 982,519 | 393,095 |
| 青壮年部 | 48. 11. 26 | 18歳～48歳 57名 | 5万円 | 544,566 | 360,697 |
| 婦人会 | 24. 4. 1 | 156名 | 4万円 | 416,168 | 176,775 |
| 子供育成金 | 31. 8. 19 | 委員 各隣組1（20名） 小学生 118名 | 4万円 | 266,525 | 242,690 |
| 瑞穂踊保存会 | 47. 6. 18 | 男10、女30 計40名 | 3万円 | 858,421 | 476,665 |
| 産業部（農事） | 40. 1. 1 | 実行組合加入者101戸 | — | 2,315,137 | 1,051,431 |
| 消防団 | 23. 12. 25 | 16名 | 1戸当 1,000円30万 | 573,400 | 567,800 |

6. 公民館の事業活動状況（昭和56年度）

(1) 伝承行事

- ① 瑞穂踊（盆踊）豊年祭 8月13日～15日
- ② 柱松（虫送、牛馬疫病祈願の火祭）
8月7日
- ③ 子供丑相撲（牛馬の疫病祈願）9月1日
- ④ 第30回戦没者追弔法要 10月4日
- ⑤ 第6回直鞍地区まつりくらじ
（柱松、瑞穂踊） 7月26日
- ⑥ 福地神社春秋大祭
（4月12日、10月11日）
- ⑦ " 戸別抜 11月22日
- ⑧ " 境内山林下草薙下枝落
7月19日
- ⑨ " 元旦祭（初詣）福引・篝火・
竹カップ酒

(2) 体育行事

- ① 第2回区民体育大会 9月13日
- ② 市民レクリエーション大会出場 10月10日
- ③ 市少年野球大会出場（第6回）10月3日
- ④ 校区走ろう大会出場（第5回）11月23日
- ⑤ 校区バレーボール大会出場 8月30日

(3) その他行事

- ① 第4回区民創作品展 2月12日～14日
- ② 用排水路の浚渫 6月7日
- ③ 公民館大掃除 8月、12月28日
- ④ 第5回公民館総合防火訓練 2月28日

(4) 文化・体育・サークル活動

- ① 第1、第3火曜日 華道 5名（グループ）
- ② 毎週金曜日 詩吟 18名（"）
- ③ 第1、第3金曜日 書道 10名（"）
- ④ 毎週土曜日 民謡と三味線 10名（"）
- ⑤ 毎週木曜日 婦人体操 10名（現在休止中）
- ⑥ 料理講習 随時
- ⑦ あみもの、ペーパーフラワー
和紙はり絵、籐細工等 } 随時
- ⑧ 卓球（卓球台2台）随時

※公民館利用状況（次頁参照）

(5) 公民館利用状況

（昭和52年12月1日より新公民館開館）

| 使用者 | | 5 3 年度 | | 5 4 年度 | | 5 5 年度 | | 5 6 年度 | |
|--------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 回数 | 利用人員 | 回数 | 利用人員 | 回数 | 利用人員 | 回数 | 利用人員 |
| 会議 会 合 | 公民館関係 | 40 | 846 | 35 | 720 | 34 | 693 | 43 | 1,079 |
| | 区内団体 | 112 | 2,063 | 113 | 2,168 | 123 | 2,172 | 139 | 2,618 |
| | その他 | 53 | 1,211 | 67 | 2,022 | 77 | 1,162 | 57 | 1,137 |
| | 計 | 205 | 4,120 | 215 | 4,910 | 234 | 4,027 | 239 | 4,834 |
| サークル活動 | | 226 | 2,215 | 225 | 2,268 | 150 | 1,984 | 100 | 1,555 |
| 公民館が使用された日数 | | 23日 | | 23日 | | 20日 | | 19日 | |

7. 昭和56年度上境区公民館収支決算状況

| 区分 | No. | 費目 | 金額 | 摘要 |
|------|-----|--------|-----------|---|
| 収入の部 | 1 | 前年度繰越金 | 461,379 | |
| | 2 | 区・公民館費 | 1,511,000 | 前期2,000円×298戸 後期2,000円×300戸 企業11件315,000 |
| | 3 | 寄附金 | 225,000 | 香典返6件 |
| | 4 | その他収入 | 250,406 | 公民館使用料、行事謝金、祝儀、利子 |
| | | 計 | 2,447,785 | |
| 支出の部 | 1 | 管理費 | 370,648 | 建物保険料、光熱水費、衛生費、電話料、備品、修繕 |
| | 2 | 防犯灯費 | 239,768 | 電気料、電球代、修理費 |
| | 3 | 助成金負担金 | 346,500 | 7団体助成金 校区公民館、市関係団体負担金 |
| | 4 | 事業費 | 444,676 | 体育、伝承、その他事業費 |
| | 5 | 事務費 | 124,820 | 会議費、研修費、交通費、用紙消耗品費 |
| | 6 | 人件費 | 289,000 | 役職員6名、隣組長20名 |
| | 7 | 渉外費 | 138,810 | 弔慰金、交際渉外費 |
| | | 計 | 1,954,222 | |
| 収支残高 | | | 493,563 | 次年度(57年度)へ繰越高 |

8. 公民館創立30周年記念行事計画

(1) 記念行事実行委員会

(昭和56年7月11日設置)

- ① 委員……学識経験者12名、各隣組選出20名、各団体代表者8名
公民館役職員4名、計44名。
委員長は館長とする。

- ② 組織……総務8名、記念誌編纂10名。
資金調達14名、行事計画10名(募金終了後は資金調達担当者が合流)。相談役2名。
執行部……委員長1、副委員長2、各班正副班長12、計15名。

(2) 記念式典行事(11月21日)

経費……3,336,000

① 式典、表彰、記念講演、祝宴。

記念式典 1,900,000

② 記念誌発行 500部1部3,300円

体育行事 635,000

記念タオル 500枚1枚200円

芸能行事 490,000

※各戸無償配布

運営費 311,000

③ 記念誌内容

・公民館発足前のあゆみ(歴史)

・公民館発足後のあゆみ(歴史)

・各種団体のあゆみ (歴史)

・ふるさとの伝承

※遺跡、古墳、古跡。

伝説、古事、神社仏閣。

伝承行事、地名考(字名87)

・諸統計、字図、写真。

(3) 体育行事(上・中・下の3部団対抗)

・ソフトボール大会(5月23日)

・バレーボール大会(8月22日) } 同日

・卓球大会 (8月22日) } 同場所

・ゲートボール大会(8月22日) } 開催

・第3回区民体育大会(9月12日)

・駅伝競走(福地校区内)11月

(4) 芸能行事

・元旦祭(福地神社)福引、篝火、竹カップ
酒

・第5回区民創作品展 2月12日～14日

・みこしと柱松 8月7日

・盆踊と演芸大会 8月13日～15日

・子供丑相撲 9月1日

・敬老会(70才以上110名)10月17日

(5) 経費(予算)

財源……3,336,000

……公民館事業費より490,000

募金 2,846,000

9. 結 び

(1) 当公民館は創立以来30年間公民館長が区長(自治行政)を兼務する規定により執行してきたので、公民館の事業活動において変則的な部分もあると思われるが、公民館活動はむしろ円滑に活発に遂行できたと思われる。

(2) 青壮年部と婦人会が公民館行事及び活動に積極的に参加、協力し一大活力源となっている。(青壮年部の機動力提供と婦人会の毎月の公民館の清掃、ゴミ出し、行事の際の炊出、調理、年3回の地区内の廃品回収等)

(3) 当地区の通学区内小学校・中学校の校区内は文部省の道徳教育共同推進の研究委嘱を受けているので地域ぐるみの道徳教育推進に努力したい。

- 討議の視点
- 地域づくりをめざす自治公民館の在り方
 - 地域における自治公民館の役割と機能

| | | | | | |
|-------|-----------------|---|---|---|---|
| 助言者 | 稲築町教育委員会社会教育主事 | 久 | 家 | 貞 | 美 |
| 司会者 | 県教育庁嘉穂出張所社会教育係長 | 鎌 | 田 | 俊 | 治 |
| 記録者 | 北九州市戸畑中央公民館 | 松 | 田 | 義 | 男 |
| 会場責任者 | 北九州市戸畑中央公民館係長 | 野 | 口 | 道 | 弘 |

志摩町における自治公民館の活動

志摩町教育委員会社会教育指導員 進 藤 嘉 和

1. 志摩町の概況と自治公民館の現状

志摩町は福岡市の西に隣接し、玄海灘に突出した糸島郡北部に位置する人口14,400、面積5.457km²の小さな町である。

この10年間、ほとんど人口の増減はないが、町の主産業である農業、漁業がそれぞれに業種が多様化し、兼業化や他産業への転業が進んでいる。このような状況は人びとの意識を変え、町の美風であった地域や家庭の連帯性を崩し、様々な社会問題をひき起こして、行政や教育の課題となって来ている。

ここで町の社会教育の機構について説明すると、町には旧小学校区を単位として4つの町立公民館があり教育委員会と連携して社会教育を進めている。4つの公民館の担当区域には、それぞれに5、8、10、14の行政区があり、行政区毎に類似公民館がある。慣習によってこれを分館と呼び行政区長を分館長とし、すべての館が分館主事を置いている。

この分館が文字通りの町立公民館の分館であったり、単なる集会所であったりするわけである。それ等の類似公民館が、ここ1～2年、特に本年度をピークとして「実質的自治公民館」への脱皮

を急いでいるのが実状である。

2. 私と西貝塚公民館

(私の住む部落の類似公民館)

私は町立引津公民館の区域にある西貝塚という戸数33戸人口150人を持つ分館主事となって今年で17年目である。昭和41年まだ38才だった私は命ぜられるままに喜んでこの仕事を引受けたものである。そして今日まで私の生活を支え、私の社会活動のエネルギー源となり私の人間性を養う学習の場として私のために機能し続けているのが私の西貝塚公民館なのである。

(1) 西貝塚公民館のあゆみ

私は18才で終戦を迎えたが、それから半年後昭和21年2月、まだ多くの先輩達が続々と戦地から復員して来ている時、私達西貝塚の青年団は、一早く敗戦の虚脱に区切りをつけて新しい活動を始めていたのである。

稲作、麦作の研究会、政治、社会、宗教の学習を、お寺の本堂や個人の家に集って始めたのである。そして地域の人々を集めて素人演芸会をやって、安らぎと復興への気概を養い、封建的な村の自治にメスを入れ区長宅に押しかけ、村の開発や農業の協同化を提言したりして行ったのである。

そんな中で他の部落に先がけて、全く自発的な部落民の総意によってトタン葺きのバラック集会所が建設されたのである。小中学校の児童を中心に親子常会が始まり、婦人会、青年団の活動が充実していった。行政からの働きかけもなく、外からの圧力もなく自主、自発の活動が始まった後に公民館の名が付けられ、行政の指導が手がけられて来たのがその起りである。

昭和28年農地の交換分合をやり、34年にみかん園の共同開墾、38年農業構造改善事業による土地基盤整備がすべて先進的な形で西貝塚で進められたのはこの自治公民館の活動の中でなされた人づくり、村づくりの成果であったと思う。

(2) 西貝塚公民館の組織と活動

そのような自治公民館と部落自治行政の発展の中で、区長の任務負担が過重となり、さらには新しい時代に即応した自治行政が必要となったことで昭和39年この表に示すような公民館と自治行政を一体化させ、若い人材を起用した自治組織の改革がされたのであった。(参考資料-参照)

それから18年、この組織は多くの実績を残して今日の私の部落を作って来たのである。

3. 町立公民館分館主事会と町分館主事会連絡協議会の結成

教育委員会や町立公民館は時代の要請の中ですべての住民を社会教育に参加させ、住民の生きる力、行政効果の実現、新しい町づくりのために公民館の機能を向上させねばならなくなって来たのであるが、先に述べたように社会の流れはそれが困難となる状況へと進んで来たのである。それぞれの類似公民館は次々に主事を設置して来たが、町教委や町立公民館はこの分館主事を協力者として社会教育を進めるようになった。

そんな姿で教育委員会や町立公民館の要請で集まっていたことから「分館主事」の名が定着したように思う。しかしやらされる教育活動はどうしても軌道に乗らないのであった。私は自分の部落

の分館活動が他の部落の分館活動に比べてあまりにも進んでいることに驚くと共に、これからさらに前進する為には他の部落の前進が必要なことを感じたのである。

昭和45年、私は私のいる引津公民館長に提言して分館主事会を結成して貰い、行きがかり上、その副会長に就任した。爾来3代の会長と共に町立館長に協力し分館活動の発展に努力をして来たつもりである。

そんな中で私は昭和49年から、引津公民館区を担当する町の同和教育指導員を引き受け、さらに53年から町の社会教育指導員を引き受けるようになってしまった。そうして今まで要求したり、批判したりしていた立場が逆転して町側から分館活動を推進せねばならなくなった。

54年全町4つの地区分館主事会を相互に充実発展させるために町分館主事会連絡協議会を結成して活動を始める。昨年からその事務局長を引受け、会長や運営委員と共に自主的な運営の中で町や教育委員会に要求を出したり、いっしょになって38分館の活動に助成をしているのである。

4. 望ましい自治公民館の姿を求めて

これまで述べて来たように、志摩町の中で一番小さな集落で育って来た西貝塚公民館がそのモデルとなり、その所属する引津地区にその活動を波及させ、それが全町に拡がろうとしているのが分館主事会や、同連絡協議会の動きであるが、一方教育委員会は、これからの社会教育推進にこの分館活動の果たす役割の大きさに気付いて、これをどう育成するか、どんな姿が望ましいかの諮問を社会教育委員の会に出し、その答申を待っている。社会教育委員の会は現在調査検討中である。

私は戦後の37年間、数知れぬ多くの先輩指導者或いは同僚や後輩に教えられ鍛えられ今日まで歩いて来て、今日の安らぎと幸せと自信を得たように思う。そしてそれが私をして師に逢わせ、友に交わらせた社会教育の機会がなかったら出来る

ものではなかったろうと思う。その社会教育の機会を最も身近かに一日たりとも離れずに常に与え続けて止まないのが自治公民館であると思えてならない。

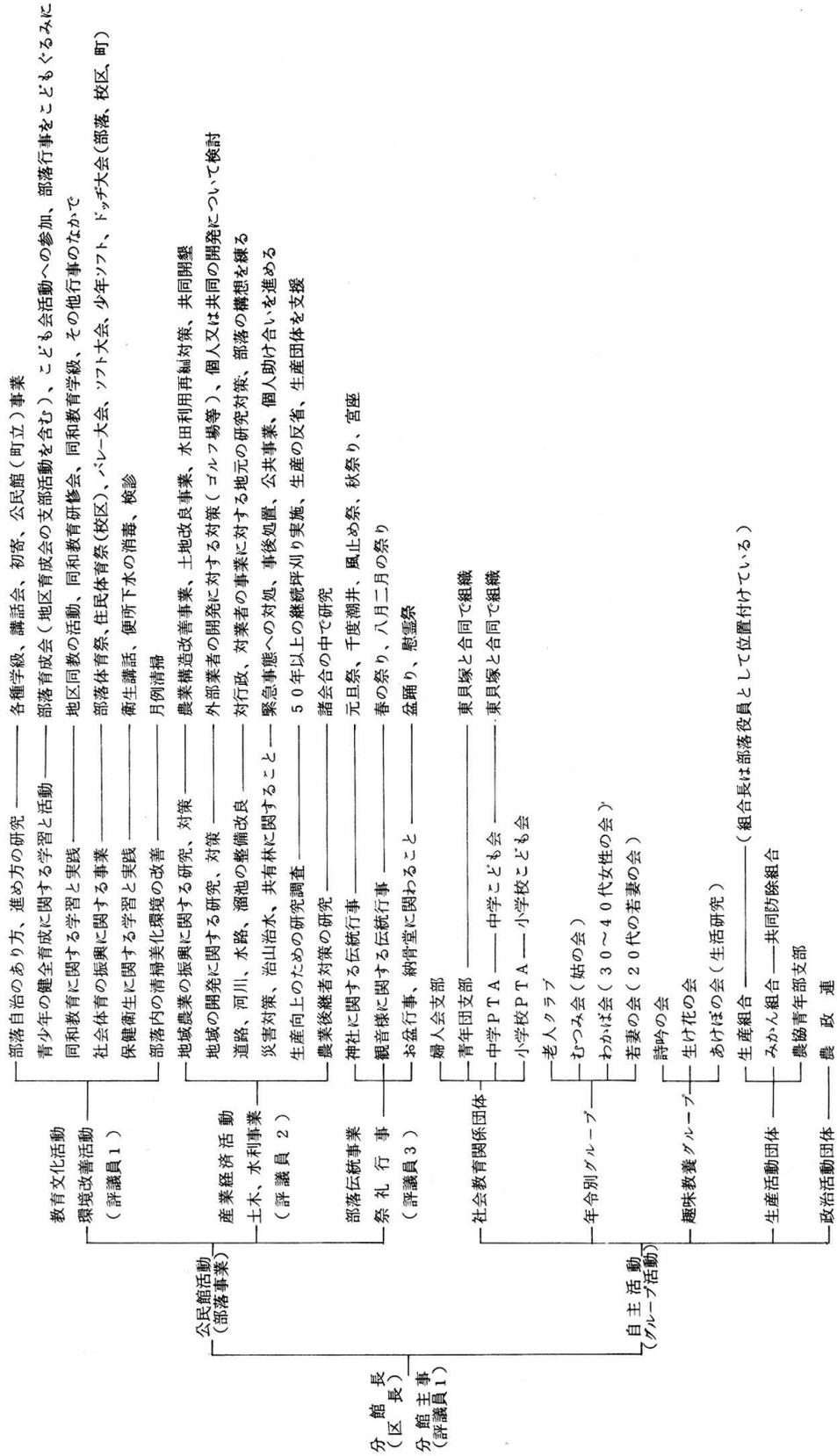
今志摩町が直面する深刻な社会問題は何と言っても青少年の問題だと思うが、これを学校教育だけに解決を求めては何も得られないだろう。先ず自らが何を為すべきか、そして周囲の人びとと共に行動を起こし、さらに次の道を共に学んでゆく地域学習、地域運動が起こらねば力とはならない。私が育ち、地域が育てば、後継者も必ず育つこと

と思う。人の幸せは、自らと、家と、地域が生きて行く道を知り生きて行く力を身につけることと思う。

そしてそれが社会教育であり、自治公民館の活動だと思う。

志摩町は今、教育委員会と町立公民館がその指導的立場から、他方自治公民館とその主事会、そしてその連絡協議は活動実践者の立場から相呼応してこの望ましい姿と、進むべき道すじを求めて、活動を展開しているのである。

西貝塚公民館の活動機構



本町における自治公民館の育成とその方策

杷木町公民館長 武田 四郎吉

1. 杷木町の概況

筑後川の上流大分県境いの農山村地帯、面積44Km²、人口1万、世帯数2,500、昭和26年旧1町3村（志波、久喜宮、杷木、松末）が合併して今日に至る。

住民の大部分が零細農家（専業6.7%兼業44%）で出稼が多い。

果樹と観光の緑の町（史跡、原鶴温泉、柿、ぶどう）

2. 自治公民館の現状と課題

(1) 農山村地帯も都市化の影響に伴い個人志向型の生活パターンが生れ地域の連帯感が希薄となった。そのため、郷土に愛着を持ち新しい連帯感に立つ住民自治の能力を培う必要に迫られている。

(2) 行政区50に対し49の自治公民館を設置しコミュニティセンターとしての役割を果たしている。

(3) 活動の実態は単なる集会の場であり、その運営も組織化されておらず自治公方式にかなった活動は一部にしかおこなわれていない。

(4) 館長、主事、青少年指導員、体育主事を4役としておかれるが多くの輪番制で運営組織もじゅうぶんでない。

(5) 集会活動も娯楽や親睦的なものが多く行政の下請的傾向（上意下達）に偏している。

(6) 地域にある生活やその他の共通課題に積極的に取り組み解決をはかる意欲や実践力を欠き市民性の高揚が望まれる。

3. 本町がめざす自治公民館の姿

(1) 公民館活動の体制

| | | | | | |
|---------|----|-------|----|----|---------|
| 杷木町公民館 | — | 松末支館 | …… | 12 | 自治公民館 |
| | — | 杷木支館 | …… | 12 | 〃 |
| | — | 久喜宮支館 | …… | 10 | 〃 |
| | — | 志波支館 | …… | 15 | 〃 |
| 大コミュニティ | — | …… | …… | …… | 中コミュニティ |
| …… | …… | …… | …… | …… | 小コミュニティ |

(2) めざす自治公の姿

50の行政区を住民の生活のまとまりコミュニティとしてとらえ、住民の生活に不可欠な区で行う行政作用と公民館がめざしてきた教育作用の2つの側面を一体化して、くらしの現実や地域の実態に根ざした要求や問題について、住民相互の学習の中で解決をはかろうとする市民性にみちた姿をめざしていくものである。換言すれば、地域住民の共同生活の諸機能を社会教育の立場からみなおして共同学習化して町づくり村づくりの方向に発展させるにある。従って

① 区の主体性によって管理運営されること、行政や一部の存在で動かされたり受身な他律的管理運営であってはならない。

② 区の実態に応じた組織運営であること。地域の実態に即応した漸進的組織運営であること。

③ 住民自治の精神を啓発して地域課題の解決に取り組み、新しい連帯感に立ってコミュニティづくりの拠点となる。

④ 地域住民の教育文化の向上をはかり、みずから学びゆとりと心豊かな人づくりの拠点となること。

⑤ コミュニティセンターとしてその機能が発揮できる施設設備が整備されていること。

4. 自治公民館育成の施策

(1) 組織運営の強化をはかる。

- ① 「運営の手引」を活用する。
- ② 規約の改正または制定をすすめる。
- ③ 役員選出の適正化をはかる。
- ④ 運営委員会の設置と活動の促進をはかる。

(2) リーダーの研修と養成につとめる。

- ① 4役研修会を支館毎におこなう。年2回
- ② 専門部役員の研修をおこなう。年5回
- ③ 研究指定公民館の研修をおこなう。年3

回。さらに、要請に応じ援助指導をおこなう。

④ 支館毎の自主研修をすすめる。

(3) 事業内容の検討と企画立案の指導助言につとめる。

① 生活や地域課題の実態調査や意向調査をおこなう。

② 事業内容の刷新と活動の促進をはかる。

③ 人間関係を深める学習にとどまらず生活文化の向上をはかる活動内容を考える。

④ 専門部会の連絡を密にし情報の交換をはかる。

⑤ 中公、支館の事業企画を考慮して立案する。

(4) 研究指定公民館を育成し地区での相互学習をすすめる。

① 毎年各地区に1公民館2ヶ年継続の研究

指定をおこなう。

② 研究の視点は次の5部門とし実態に即して選択する。

㉞ 組織運営の強化に関する研究

㉟ 青少年の指導に関する研究

㊱ コミュニティスポーツに関する研究

㊲ 新生活運動の推進に関する研究

㊳ 文化活動の推進に関する研究

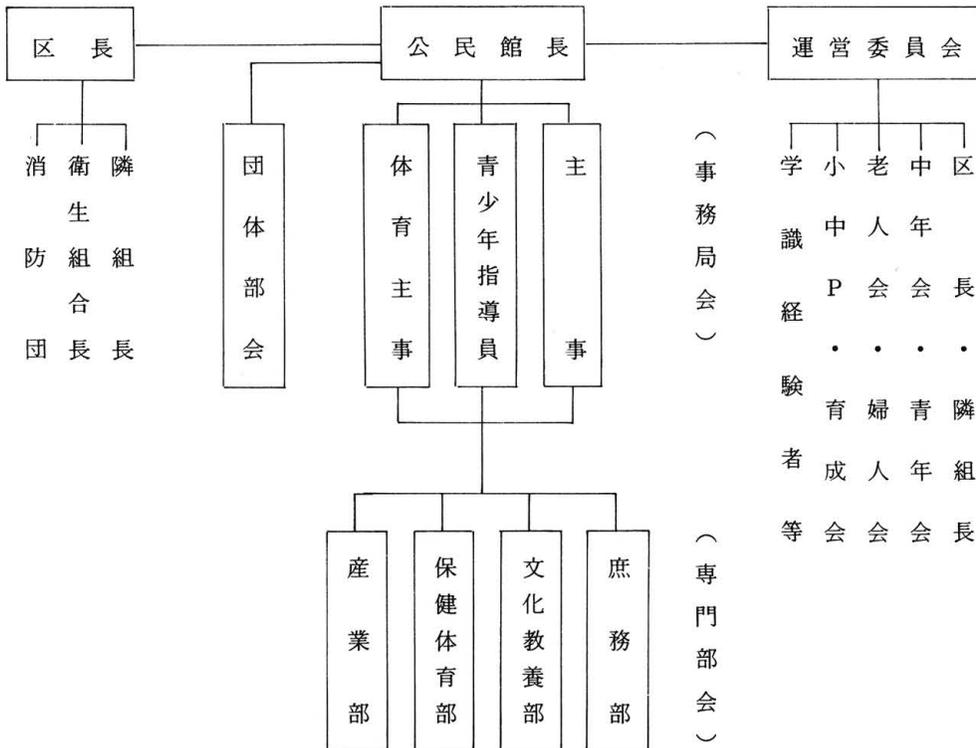
研究指定公民館は自治公民館全体のレベルアップをめざし先導的役割をもっている。町の総合社会教育推進大会には問題提起と実践報告をおこなう。

(5) 財政権の確立をはかる。

① 区長との合同研修をおこなう。

② 事業計画とともに予算書をつくる。

5. 運営組織とその構成



6. 中央公民館、支館との連携

| | | | |
|-----|-----------------|---------------------|-----------------|
| (1) | 中央公民館 | 支 館 | 自 治 公 民 館 |
| | 館 長 (1) | 支 館 長 (1) | 館 長 (1) |
| | 支 館 長 (4) | 副 支 館 長 (1) | 主 事 (1) |
| | 運 営 審 議 委 員 (1) | 会 計 (1) | 体 育 主 事 (1) |
| | 体 育 指 導 委 員 (8) | 主 事 会 長 (1) | 青 少 年 指 導 員 (1) |
| | 館 報 編 集 委 員 (5) | 体 育 主 事 会 長 (1) | 運 営 委 員 () |
| | 主 事 (4) | 青 少 年 指 導 員 会 長 (1) | 専 門 部 長 () |
| (2) | 会 議 | | |
| | 運 営 審 議 委 員 会 | 役 員 会 | 事 務 局 会 (4 役) |
| | 支 館 長 会 | 自 治 公 民 館 長 会 | 専 門 部 長 会 |
| | 自 治 公 民 館 長 会 | 自 治 公 主 事 会 | 運 営 委 員 会 |
| | 主 事 会 | 〃 体 育 主 事 会 | 全 員 協 議 会 |
| | 体 育 主 事 会 | 〃 青 少 年 指 導 員 会 | |
| | 青 少 年 指 導 員 会 | | |
| | 体 育 指 導 委 員 会 | | |
| | 館 報 編 集 委 員 会 | | |

7. 活動の実態と問題点

(1) 活動の実態

① 組織が確立され非常に活発な活動を展開しているところとそうでないところの格差が大きい。

② 研究指定公民館の指定は、未整備の公民館が指定を受けるようすすめ望ましい運営の方向や組織体制づくりの援助指導をおこなう。

③ 地域の特性を生かした自主運営をめざし、要請に応じ指導助言に出かけた。

④ 4 役研修会、専門部役員研修会などの学習が男子成人教育の場としてつながり「町づくり成人講座」と連携しながら学習をすすめている。

(2) 本町における自治公活動の問題点

○ 地域づくりの主体は住民であるという自覚は……郷土に愛着をもち意欲的に課題解決に取り組む自治性や市民性の豊かな人づくりをすることである。

⑦ 新しくゆとりある生活を求める人。

① 人間らしくふれあいのある生活を求める人。

⑦ 積極的に市民性を高める努力をする人。

これらの人づくりの観点から問題点を次のように要約した。

① よき指導者を得ること。

⑦ 役員の役割と責任の自覚をうながす。

① 輪番制の役員の選任を適材主義に改める。

② 連帯感を高めること。

⑦ 活動のしやすいコミュニティスポーツから取組み人間関係を深め、さらに輪をひろげて文化の向上をはかる学習へ発展させる。

① 住民自治の精神に立った事業プログラムの編成を工夫する。

・実態調査や意向調査による話し合いで地域の共通課題をほりおこす。

⑦ 全員参加の工夫をする。

・成人男子や婦人の参加し易いよう時間

的場所的工夫をする。

- 家庭にささえられた参加であること。
- ③ 支館の充実をはかる。
 - ㉞ 支館職員の配置を充実する。
 - ㉟ 施設設備の整備をはかる。
 - ㊱ 「届ける社会教育」をおこなう。
- 時間的経済的制約の解決として

• 全員参加の立場から

- ④ 活動財源の確保に努める。
 - ㉞ 住民自体の自己負担を定着させる。
 - ㉟ 行政区の統合をすすめる。
 - ㊱ 事業の助成金を充実する。
 - ㊲ 手当を廃止し費用弁償にする。

第 8 分科会

(公民館職員入門)

| | | | | | |
|-------|----------------------------|---|---|---|---|
| 討議の視点 | ○公民館とは何か ○公民館の役割と職員の在り方 | | | | |
| 説明者 | 北九州市教育委員会社会教育部長 | 仰 | 木 | 忠 | 幹 |
| 司会者 | 県教育庁鞍手出張所社会教育係長 | 重 | 富 | | 大 |
| 記録者 | 北九州市教育委員会社会教育課 | 岡 | 崎 | 隆 | 子 |
| 会場責任者 | 北九州市教育委員会社会教育主事 | 延 | 吉 | 照 | 安 |

公 民 館 職 員 入 門

北九州市教育委員会社会教育部長 仰 木 忠 幹

1. この頃の世の中、人間らしく生きるために。

2. みんな何かをもっている。

3. 公民館、このすばらしきもの。

4. 住民と共に歩む私。

5. “若さ” にあふれて。

参 考 資 料

- (1) 地域改善対策特別措置法
- (2) 地域改善対策特別措置法の施行について
- (3) 目でみる公民館の実態

地域改善対策特別措置法

(目 的)

第1条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(地域改善対策事業の推進等)

第2条 国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

3 国民は地域改善対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように督めなければならない。

(特別の助成)

第3条 地域改善対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、3分の2の割合をもって算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として3分の2を下る割合を定めているもののうち政令で定めるものについて

は、政令でこれを3分の2とするものとする。

(地 方 債)

第4条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

2 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもってその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第5条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

理 由

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域改善対策特別措置法の施行について

地域改善対策特別措置法（以下「法」という。）は、第96回国会において成立し、昭和57年3月31日法律第16号として公布され、4月1日から施行された。また、これに伴い、地域改善対策特別措置法施行令が同年3月31日政令第78号として公布され、4月1日から施行された。

本法は、同和対策事業特別措置法が本年3月31日をもって失効したことに伴い、同法施行13年間にわたる成果を踏まえつつなお残された課題を解決するため、従来の施策の反省の上に立って新たな観点を加えた新規立法として制定されたものであるが、貴職におかれては次の事項に留意の上、同法の適正な運用が図られるよう努めるとともに、貴管下市町村に対し適切な指導を行い、本法が円滑に実施されるよう格段の配慮を願いたい。

記

第一 法の要旨

- (1) 法の対象地域は、旧同和対策事業特別措置法の対象地域と同一であり、旧同和対策事業特別措置法の対象地域がそのまま法の対象地域となるものであること。
- (2) 地域改善対策事業の内容及び範囲については、法施行令においてこれを具体的に定めることとしたこと。
- (3) 地域改善対策事業の実施に当たっては、対

象地域とその周辺地域との一体性の確保及び公正な運営に努めなければならない旨の規定を新たに設けたこと。

(4) 地域改善対策事業に対しては、従前の同和対策事業に対すると同様の財政措置を講ずることとしたこと。

(5) 法の有効期間を5年間としたこと。

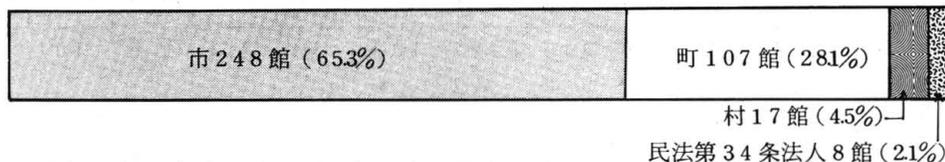
第二 法施行に当たっての配慮事項

- (1) 旧同和対策事業特別措置法の運用が行政機関と同和関係者のみの法律のごとき印象を与えていたことにかんがみ、広く国民の理解と協力を得るという立場から法の運用に当たること。
- (2) 地域改善対策事業はもとより地方公共団体が独自に実施する関係施策についても、その事業の内容及び運営に関して十分に検討を加え、その適正化及び効率化を図るとともに、広く住民一般のコンセンサスを積極的に得るよう努めること。
- (3) 物的施設については、周辺地域との間に格差のないものを整備し、その運営に当たっては、周辺地域の人々の利用にも供するような配慮をすること。また、個人給付の事業については、行政の主体性を確保しつつその運営の公平の確保を図るよう努めること。

目でみる公民館の実態

(昭和56年度文部省社会教育調査等による)

1. 市・町・村・法人別公民館数(総数380館)

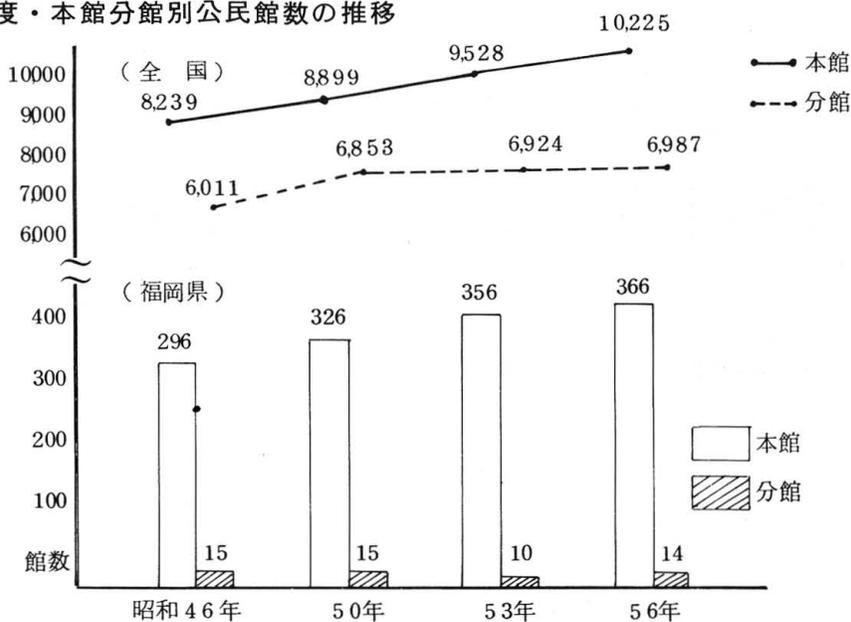


2. 政令市・市・町村別規模別公民館数

| 市町村 | 館種 | 規模 | | | | | | 総計 | 計 |
|-------|-----|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----|---------|--------------------|
| | | 150m ² 以下 | 151~329m ² | 330~499m ² | 500~999m ² | 1,000m ² 以上 | 無施設 | | |
| 北九州市 | 中央館 | | | | 1 | 5 | 1 | 7 | 67 (5) (18.9%) |
| | 地区館 | | 5 (2) | 6 (1) | 46 (1) | 2 | 1 | 60 (4) | |
| | 分館 | | (1) | | | | | (1) | |
| 福岡市 | 中央館 | (1) | | | | 3 | | 3 (1) | 103 (1) (27.4%) |
| | 地区館 | 2 | 73 | 16 | 7 | 1 | 1 | 100 | |
| | 分館 | | | | | | | | |
| その他の市 | 中央館 | (1) | 1 | 1 | 6 | 10 | | 18 (1) | 78 (2) (21.1%) |
| | 地区館 | 4 | 18 (1) | 10 | 18 | 3 | 3 | 56 (1) | |
| | 分館 | | 1 | | 2 | | 1 | 4 | |
| 町村 | 中央館 | | 1 | 1 | 20 | 41 | 9 | 72 | 124 (32.6%) |
| | 地区館 | 8 | 17 | 13 | 5 | | | 43 | |
| | 分館 | 1 | 2 | 1 | 5 | | | 9 | |
| 総計 | | 15 (2) | 118 (4) | 48 (1) | 110 (1) | 65 | 16 | 372 (8) | |

()内は外数で法人立公民館数である

3. 年度・本館分館別公民館数の推移

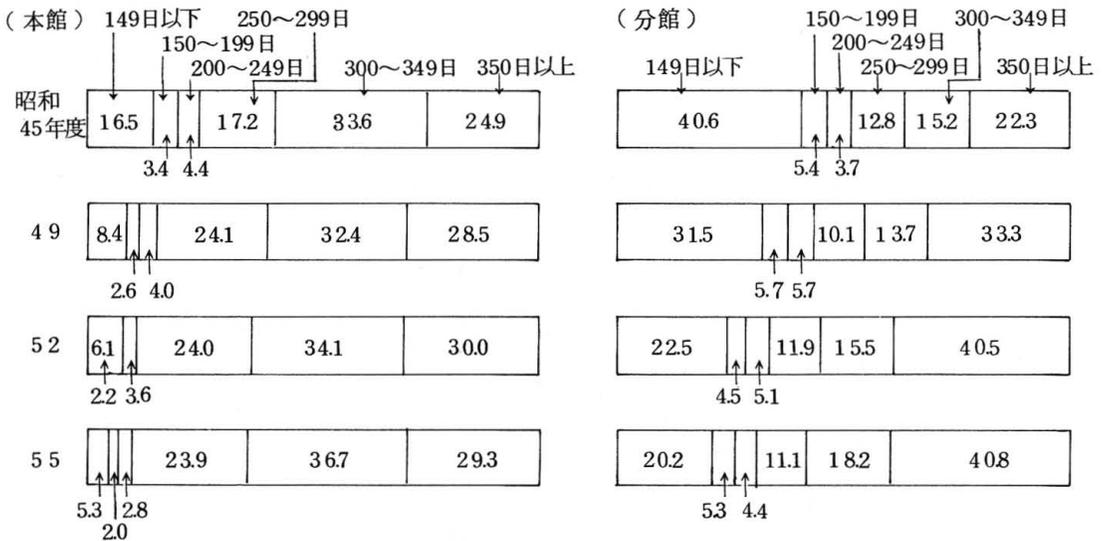


4. 設置者別公民館数及び職員数(福岡県)

| 設置者別 | | 公民館数 | 職員数 | | | | | | | | | |
|----------|----|------|-----|-----|---------|-----|-------|-----|---------------|----|--------|----|
| | | | 計 | | 館長又は分館長 | | 公民館主事 | | 事務職員 技術職員等 | | その他の職員 | |
| | | | 専任 | 兼任 | 専任 | 兼任 | 専任 | 兼任 | 専任 | 兼任 | 専任 | 兼任 |
| 市 | 本館 | 244 | 534 | 280 | 115 | 129 | 104 | 94 | 211 | 5 | 104 | 52 |
| | 分館 | 4 | 9 | 2 | 2 | 2 | 5 | — | — | — | 2 | — |
| 町村 | 本館 | 115 | 206 | 154 | 37 | 53 | 65 | 13 | 60 | 60 | 44 | 28 |
| | 分館 | 9 | 16 | 5 | 1 | 3 | — | — | 10 | 2 | 5 | — |
| 民法第34条法人 | 本館 | 7 | 6 | 19 | 3 | 3 | 1 | 3 | — | 11 | 2 | 2 |
| | 分館 | 1 | — | 1 | — | 1 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 本館 | 366 | 746 | 453 | 155 | 185 | 170 | 110 | 271 | 76 | 150 | 82 |
| | 分館 | 14 | 25 | 8 | 3 | 6 | 5 | — | 10 | 2 | 7 | — |

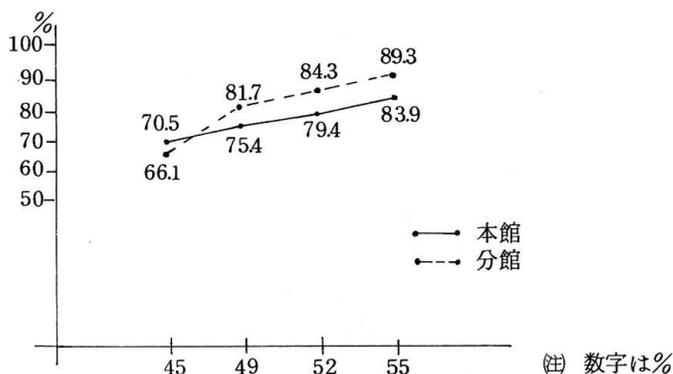
- (注) 1. 「専任」は、主として当該職務に従事している者
2. 「兼任」は、非常勤職員

5. 年間開館日数別割合の推移(全国)



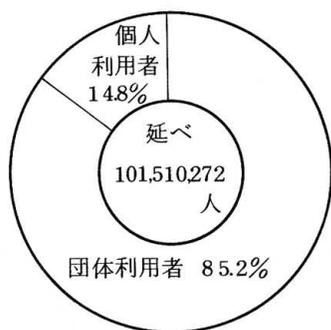
(注) 数字は%

6. 日曜日開館の割合の推移（全国）

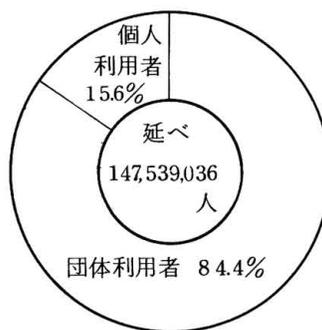


7. 団体・個人別の利用者数の割合（全国）

（ 5 2 年度間）

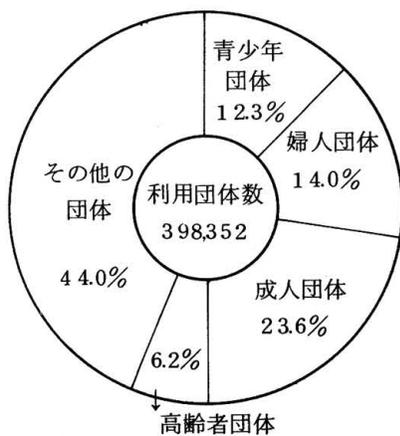


（ 5 5 年度間）

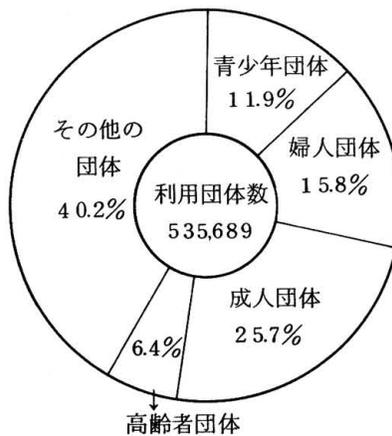


8. 利用団体別の割合（全国）

（ 5 2 年度間）

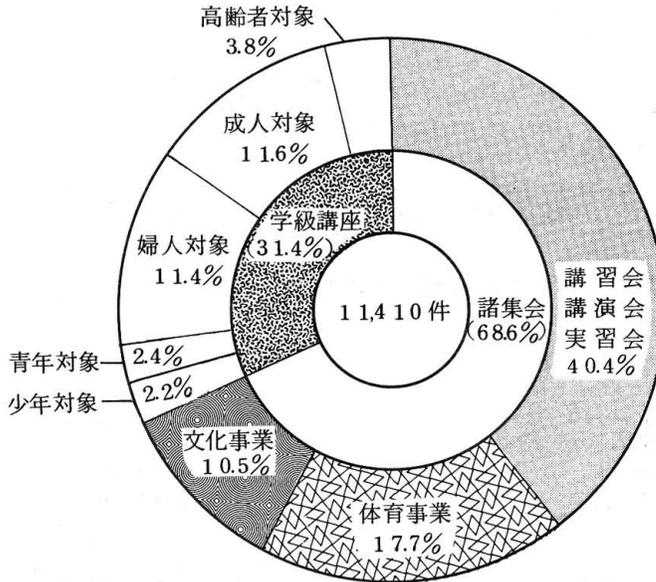


（ 5 5 年度間）



9. 公民館が実施した諸集会及び学級・講座数（福岡県）

〔昭和53年度〕



〔昭和56年度〕

